

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 配備基準	本部班、全職員
2 職員の動員	本部班、総務班、各班
3 災害対策本部設置前の体制 (警戒体制)	本部班、各班
4 災害対策本部	本部班、各班

【計画の方針と目標】

- 印西市内で震度5弱の地震を観測した場合は、災害対策本部設置前の体制（警戒体制）を設置し災害対策本部に準じた活動を行う。
- 市の初動体制を確保するため、震度に応じた自動配備を原則とし、印西市内で震度5強以上を観測した場合は災害対策本部を設置する。
- 休日・夜間の場合は、30分以内の参集、1時間以内の本部立ち上げを目指した迅速な活動を行う。
- 被害のない地域の市民ニーズにも対応するため、通常の市役所の業務機能を確保して災害対策にあたる。
- 避難者だけでなく消防団を含めた災害対応職員の安全も確保する。

1 配備基準

(1) 配備基準

印西市に地震が発生した場合は、震度情報に応じた配備基準により自動的に配備をとる。

(2) 地震発生後の配備の決定

地震後の被害状況等により、配備を変更する場合は、本部長（市長）が必要な配備体制を決定する。

〈配備基準〉

配備体制		配備基準
の 災 害 対 策 本 部 設 置 前 (警 戒 体 制)	第1配備	(1) 気象庁が印西市の震度を「震度5弱」と発表したとき (2) その他、市長が必要と認めたとき
	第2配備	(1) 気象庁が印西市の震度を「震度5弱」と発表したときで、市長が必要と認めたとき (2) その他、市長が必要と認めたとき
災 害 対 策 本 部	第3配備	(1) 気象庁が印西市の震度を「震度5強」と発表したとき (2) 市域に災害が発生し、あるいは発生のおそれがある場合で、市長が防災対策の推進を図る必要があると認めたとき (3) その他、市長が必要と認めたとき

配備体制		配備基準
	第4 配備	(1) 気象庁が印西市の震度を「震度6弱」以上と発表したとき (2) 市域に災害が発生し、あるいは発生のおそれがある場合で、市長が防災対策の推進を図る必要があると認めたとき (3) その他、市長が必要と認めたとき

2 職員の動員

(1) 動員の伝達方法

震度による自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。
本部長（市長）の配備決定による場合は、次のように配備指令を伝達する。

1) 勤務時間内

総務班は、庁内放送及び電話または防災メールにより動員を連絡する。

2) 勤務時間外

総務班は、あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」を通じて電話または防災メールにより連絡を行う。

(2) 動員報告

参集職員の報告は、所属単位にまとめ各班長を通じて総務班に動員報告を行う。

3 災害対策本部設置前の体制（警戒体制）

(1) 設置基準

災害対策本部設置前の体制（警戒体制）（以下「警戒体制」という。）の設置基準は、次のとおりである。

〈警戒体制の設置基準〉

- | |
|----------------------------------|
| ① 気象庁が印西市の震度を「震度5弱」と発表したとき（自動設置） |
| ② その他の状況により市長が必要と認めたとき |

(2) 組織

警戒体制は、災害対策本部の組織を準用する。

(3) 指揮

- 1) 警戒体制の指揮は、総務部長が行う。
- 2) 総務部長は、警戒体制を設置したときは、直ちにその旨を市長に報告する。
- 3) 総務部長は、被害が拡大したとき、または拡大のおそれがあるときは、市長に報告する。

(4) 活動内容

警戒体制の活動内容は、次のとおりとする。

〈警戒体制の活動内容〉

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 被害情報の収集 | ② 関係機関との連絡・調整 |
| ③ 災害危険箇所の警戒巡視 | ④ 所管施設の警戒巡視及び予防措置 |
| ⑤ 軽微な被害への応急対策 | ⑥ 市民への災害広報 |

(5) 警戒体制の解除

総務部長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、警戒体制を解除する。

また、直ちにその旨を市長に報告する。

(6) 災害対策本部への移行

総務部長は、被害が拡大したとき、または拡大のおそれがあるときは、市長に報告する。

4 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〈災害対策本部の設置基準〉

- | |
|--|
| ① 印西市の震度計が震度5強以上を記録したとき（自動設置） |
| ② 市域に災害が発生したとき、もしくは発生するおそれがあるときで市長が必要であると認めたとき |

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所3階大会議室に設置する。

ただし、市役所及び周辺地域の被災等によりその機能が維持できない場合は、次に示す代替施設に設置する。なお代替順位は、①⇒②⇒③とする。

- ① ふれあいセンターいんば
- ② 印西地区消防組合消防本部
- ③ 本埜支所

(3) 災害対策本部設置の通知

本部班は、災害対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を通知する。

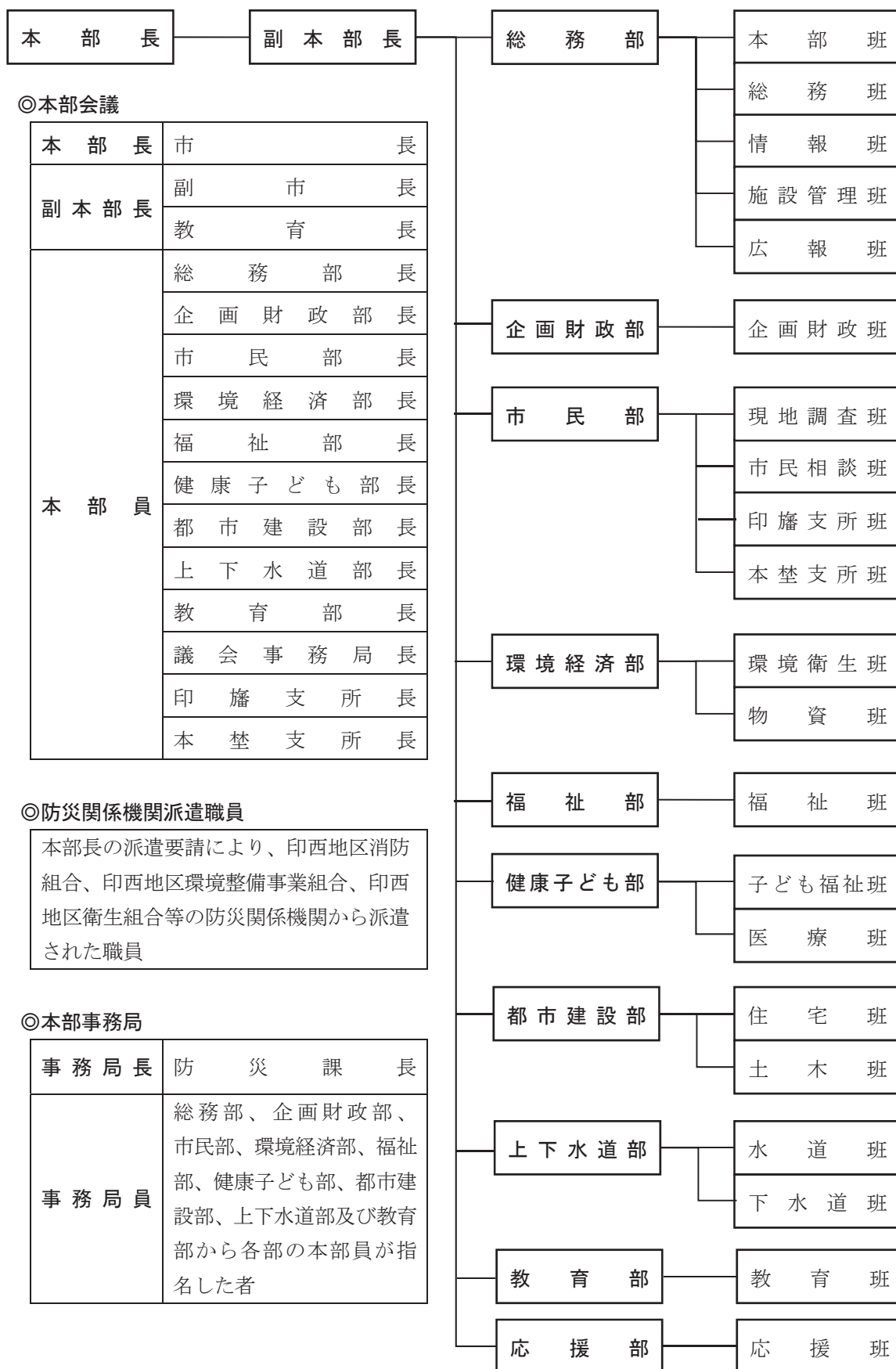
〈災害対策本部設置の通知先〉

- | | |
|------------|----------|
| ① 千葉県知事 | ② 印西警察署 |
| ③ 印西地区消防組合 | ④ 防災関係機関 |
| ⑤ 隣接市町 | ⑥ 報道機関 |
| ⑦ 市民 | |

(4) 組織

災害対策本部は、次の図に示すとおり構成とする。

〈災害対策本部組織図〉



(5) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

〈災害対策本部の指揮権限の委任〉

第1位 副市長	第2位 教育長
第3位 総務部長	第4位 企画財政部長

(6) 本部会議

本部長（市長）は、災害対策を推進するため、本部長（市長）、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策等に関する次の重要事項について審議決定する。

ただし、緊急を要し、本部員を招集する時間がない場合は、副本部長との協議をもってこれに代えることができる。

本部長（市長）は、審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

〈本部が判断・要請する事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部の設置、配備体制の切り替え及び廃止に関する事 ② 災害応急対策の実施及び調整に関する事 ③ 市民に対する避難指示等及び警戒区域の設定等に関する事 ④ 各部間の調整事項に関する事 ⑤ 県及び関係機関との連絡調整に関する事 ⑥ 災害救助法の適用に関する事 ⑦ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事 ⑧ 緊急消防援助隊の要請に関する事 ⑨ 他の地方公共団体に対する応援要請に関する事 ⑩ その他重要事項に関する事 |
|---|

(7) 現地災害対策本部

本部長（市長）は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設に現地災害対策本部を設置する。

本部長（市長）は、現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員、その他の職員を置き、本部長（市長）が指名するものをもって充てる。

現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(8) 本部事務局

1) 本部事務局は、本部の運営に関する事務を総括し、その分掌事務は、次のとおりとする。

- ① 情報収集の総括に関する事
- ② 各部への指揮命令の伝達に関する事
- ③ その他各班に属さないこと

2) 本部事務局は、事務局長、事務局員をもって構成する。

- ① 本部事務局長は、総務部防災課長をもって充てる。
- ② 本部事務局員は、総務部、企画財政部、市民部、環境経済部、福祉部、健康子ども部、都市建設部、上下水道部及び教育部から各部の本部員が指名した者とする。

3) 各部との連絡方法

① 本部長（市長）の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、本部員が本部事務局員を通じて各部に連絡する。

② 各部で聴取した情報あるいは各部で決定処理した事項のうち、本部あるいは他の各部が承知しておく必要がある事項は、本部員を通じて本部会議において報告する。

(9) 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

〈災害対策本部事務分掌〉

1. 災害対策本部各班に、班長を置く。

班長は、聴取した情報について、本部が承知しておく必要がある事項は、本部事務局員に報告する。

2. 災害対策本部の各班は、次に掲げる分掌事務を遂行する。

	担 当 課	班 長 等	事 務 分 掌
本部班	防災課	◎防災課長	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 防災会議の総括及び記録に関すること 3 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 4 県災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること 5 防災指令の発令及び解除に関すること 6 避難指示等の発令及び解除に関すること 7 自衛隊、消防、自治体への応援要請及び連絡調整に関すること 8 県及び市防災行政無線の運用に関すること 9 被害情報調査の総括及び報告に関すること 10 印西地区消防組合との連絡調整に関すること 11 印旛利根川水防事務組合との連絡調整に関すること 12 印西市消防団の活動に関すること 13 災害救助法に関すること 14 被災者台帳の作成に関すること
総務班	総務課 人事課 選挙管理委員会事務局	◎総務課長 ○人事課長 ○選挙管理委員会事務局長	1 部内及び支所との連絡調整並びに情報の収集、報告に関すること 2 職員の動員・把握に関すること 3 各部間の職員の応援体制に関すること 4 職員への食料、物資の供給等の活動支援に関すること 5 応援・受援の総合調整に関すること 6 応援及び派遣職員の支援及び健康管理に関すること 7 自衛隊、他自治体からの応援の受入れ、調整及び配置に関すること 8 県外避難者の支援に関すること 9 被災他市町村への避難所運営支援に関すること 10 災害対策従事者の装備品の確保、配布に関すること 11 公務災害補償に関すること
情報班	管財課	◎管財課長	1 情報の収集、整理、伝達に関すること 2 電話・FAX・メールの受理、対応に関すること 3 各部の対策実施状況の把握に関すること 4 災害対策に必要な情報システムの運用及び活用に関すること 5 避難所等の防災拠点との連絡調整に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること

第1節 災害応急活動体制

	担 当 課	班 長 等	事 務 分 掌
施設 管理班	管財課	◎管財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有施設の被害状況調査、庁舎機能の維持及び警備に関すること 2 本部全般に係る資機材の調達、配備に関すること 3 燃料の確保に関すること 4 災害時の配車計画及び車両の借り上げに関すること 5 緊急通行車両証明書に関すること 6 来庁者の安全確保に関すること
広報班	秘書広報課	◎秘書広報課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること 2 視察者、見舞者への対応に関すること 3 災害情報等の広報に関すること 4 災害広報紙の作成及び配布に関すること 5 避難所等への広報に関すること 6 各種報道機関との連絡調整に関すること 7 報道機関への要請に関すること 8 報道発表に関すること 9 災害時の記録撮影等、災害記録に関すること
企画 財政班	企画政策課 財政課 シティプロモーション課 交通政策課 資産経営課	◎企画政策課長 ○財政課長 ○シティプロモーション課長 ○交通政策課長 ○資産経営課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 国、県への災害に係る要望、陳情に関すること 3 国、県からの災害関係資金に関すること 4 臨時バスの運行に関すること 5 外国人の安否確認、避難支援に関すること 6 外国人の安全確保と生活支援に関すること 7 対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること 8 資金計画の作成に関すること 9 災害経費の出納に関すること 10 帰宅困難者対策に関すること 11 復興計画の策定に関すること
現地 調査班	課税課 納税課 国保年金課	◎課税課長 ○納税課長 ○国保年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家及び土地の被害調査に関すること 2 り災台帳の作成に関すること 3 り災証明の発行に関すること 4 市税の減免等、災害時の税制措置に関すること 5 国保税の減免等、災害時の税制措置に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること
市民 相談班	市民活動 推進課 市民課	◎市民活動推進課長 ○市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 町内会等との連絡調整等に関すること 3 防犯対策に関すること 4 災害相談に関すること 5 窓口対応に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること 7 遺体の埋火葬申請に関すること 8 応急仮設住宅における自治会等の設立及び運営支援に

第1節 災害応急活動体制

	担 当 課	班 長 等	事 務 分 掌
			<p>関すること</p> <p>9 安否情報の提供に関する事</p>
印旛支所班	印旛支所市民サービス課	◎印旛支所市民サービス課長	<p>1 支所の連絡調整に関する事</p> <p>2 市民の相談に関する事</p> <p>3 庁舎の安全確保に関する事</p> <p>4 他の班の応援・協力に関する事</p>
本埜支所班	本埜支所市民サービス課	◎本埜支所市民サービス課長	<p>1 支所の連絡調整に関する事</p> <p>2 市民の相談に関する事</p> <p>3 庁舎の安全確保に関する事</p> <p>4 他の班の応援・協力に関する事</p>
環境衛生班	環境保全課 クリーン推進課	◎環境保全課長 ○クリーン推進課長	<p>1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事</p> <p>2 災害廃棄物の収集及び処理に関する事</p> <p>3 ごみの収集及び処理に関する事</p> <p>4 環境汚染等の対策に関する事</p> <p>5 防疫に関する事</p> <p>6 仮設トイレの確保に関する事</p> <p>7 し尿の収集、処理に関する事</p> <p>8 死亡動物の処理に関する事</p> <p>9 放浪動物、ペット避難への対応に関する事</p> <p>10 印西地区環境整備事業組合との連絡調整に関する事</p> <p>11 印西地区衛生組合との連絡調整に関する事</p> <p>12 放射線対策に関する事</p>
物資班	商工観光課 農政課 農業委員会 事務局	◎商工観光課長 ○農政課長 ○農業委員会 事務局長	<p>1 生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関する事</p> <p>2 応急食料、物資の調達及び配送に関する事</p> <p>3 義援物資の受入れに関する事</p> <p>4 商工業及び農業関係の被害状況の調査、報告に関する事</p> <p>5 被災商工業者及び被災農家に対する金融対策に関する事</p> <p>6 大規模集客施設の被害調査、情報提供及び支援に関する事</p>
福祉班	社会福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課	◎社会福祉課長 ○高齢者福祉課長 ○障がい福祉課長	<p>1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事</p> <p>2 福祉関係施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関する事</p> <p>3 避難行動要支援者の安否把握、避難支援に関する事</p> <p>4 要配慮者の安全確保と生活援助に関する事</p> <p>5 要配慮者の生活必需品の調達及び配送に関する事</p> <p>6 福祉避難所の設置、運営に関する事</p> <p>7 災害ボランティアセンターの設置、支援及び連絡調整に関する事</p>

第1節 災害応急活動体制

	担 当 課	班 長 等	事 務 分 掌
			8 ボランティアの配置に関する事 9 日赤等社会福祉団体への連絡に関する事 10 遺体の検案・処理、収容及び安置に関する事 11 被災者生活再建支援法に関する事 12 義援金、見舞金の受入れ、配分、保管、礼状に関する事 13 死者、行方不明者の調査、処理に関する事 14 被災者台帳の作成に関する事
子ども福祉班	子育て支援課 保育課 スポーツ振興課	◎子育て支援課長 ○保育課長 ○スポーツ振興課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 保育園、学童クラブ等の園児及び児童の保護及び応急保育に関する事 3 要保護児童（被災による孤児、遺児等）に関する事 4 要配慮者の安全確保と生活援助に関する事 5 要配慮者の生活必需品の調達及び配送に関する事 6 福祉避難所の設置、運営に関する事 7 施設利用者の避難に関する事 8 物資受援施設の体制整備に関する事
医療班	健康増進課	◎健康増進課長	1 応急医療救護及び助産に関する事 2 救護所の設置に関する事 3 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関する事 4 救護に必要な医薬品、医療品及び資機材等の確保に関する事 5 被災者の医療対策に関する事 6 人的被害（傷病者）の調査、報告に関する事 7 医療機関の被害調査、報告に関する事 8 医療救護班の編成に関する事 9 被災者のこころのケアに関する事
住宅班	都市計画課 建築指導課 都市整備課	◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○都市整備課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事 2 ヘリポートの開設に関する事 3 管理施設の被害状況の調査、報告に関する事 4 管理施設の応急措置に関する事 5 管理施設の避難施設への供与に関する事 6 被災建築物の応急危険度判定に関する事 7 被災宅地の危険度判定に関する事 8 倒壊家屋等の解体撤去に関する事 9 住宅における障害物の除去に関する事 10 応急仮設住宅の建設計画（用地交渉を含む）及び工事施工、維持管理に要すること 11 応急仮設住宅の入居及び退去に関する事 12 公営住宅等の斡旋に関する事

第1節 災害応急活動体制

	担 当 課	班 長 等	事 務 分 掌
土木班	建設課 土木管理課	◎建設課長 ○土木管理課長	1 災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること 2 応急作業の業者委託に関すること 3 道路、河川、がけ地等の被害状況の調査、報告に関する こと 4 道路、河川、がけ地等の応急復旧に関すること 5 道路、河川等の障害物の除去に関すること 6 災害時の道路通行制限に関すること 7 土木関係機関との連絡調整に関すること 8 災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること 9 緊急輸送道路に関すること
水道班	水道課	◎水道課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること 3 応急給水に関すること 4 県企業局、長門川水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事 務組合水道部との連絡調整に関すること 5 管理施設の応急修理及び復旧に関すること 6 応急作業の業者委託に関すること 7 管理施設の被害状況の調査、報告に関すること
下水道 班	下水道課	◎下水道課長	1 災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること 2 管理施設の被害状況の調査、報告に関すること 3 管理施設の応急修理及び復旧に関すること 4 応急作業の業者委託に関すること
教育班	教育総務課 学務課 指導課 生涯学習課 教育機関	◎教育総務課長 ○学務課長 ○指導課長 ○生涯学習課長	1 部内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること 2 避難所の開設・運営に関すること 3 園児、児童及び生徒の避難に関すること 4 教育施設の被害状況の調査、報告に関すること 5 教育関係機関との連絡調整に関すること 6 社会教育諸団体への協力要請に関すること 7 教育関係施設の応急修理及び復旧に関すること 8 災害時の応急教育に関すること 9 被災児童、生徒に対する学用品の支給に関すること 10 文化財の被害状況の調査、報告及び応急措置に関する こと 11 避難者の名簿作成に関すること
応援班	議会事務局 監査委員 事務局 会計課	◎監査委員事務局 長 ○会計管理者 ○議会事務局次長	1 他部への応援に関すること 2 議会との連絡その他渉外に関すること

第1節 災害応急活動体制

各班共通	<ol style="list-style-type: none">1 避難所の運営に関する事2 本部長の特命事項に関する事
------	---

第2節 情報の収集・伝達

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 通信体制の確保	本部班、情報班
2 地震情報の収集	本部班、情報班、印西地区消防組合
3 被害状況の把握	本部班、情報班、各班
4 被害調査	本部班、情報班、各班
5 被害報告	本部班
6 市民等への広報	広報班
7 報道機関への対応	広報班
8 市民相談	市民相談班、印旛支所班、本埜支所班

【計画の方針と目標】

- 地震直後から県、国に対し、市内の被災状況を報告し、早期に必要な支援を受けられるようにする。
- 地震発生から5時間以内に市民相談窓口を設置し、行方不明者の相談等市民からの問い合わせに対応する。その後、法律、福祉、税務等の総合的な相談対応を実施する。
- 市民への広報は、市防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS、CATV、避難所での掲示、Lアラート等、多様な手段により行う。特に、避難所では、手話、外国語通訳等を確保し、要配慮者に配慮した広報を行う。
- 地震発生後、速やかに市役所に記者会見場を設置し、全国に向けて印西市の被害状況や支援の要請を発信する報道体制をとる。

1 通信体制の確保

本部班及び情報班は、地震発生後における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信体制を確保する。

(1) 普通電話

1) 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

2) 臨時電話（特設公衆電話）

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難場所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。

あらかじめ、特設公衆電話が設置されている避難場所等は、速やかに開設する。

3) FAX

災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(2) 市防災行政無線

市防災行政無線（移動系及び同報系）を用いて市民、公共施設の職員への指示、通知、伝

達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、市各部（出先機関）及び災害現場に出動している各部職員等との連絡を行う。

(3) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

また、印西地区消防組合は、千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システム等により、県災害対策本部と直接情報連絡を行う。

(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

緊急地震速報等、対処に時間がない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国から送信される情報を、市防災行政無線を自動起動させ瞬時に市民に情報伝達を行う。

(5) 災害情報共有システム（Lアラート）

市が発令した避難指示等、避難所開設情報等の情報を千葉県防災情報システムに入力することで、Lアラートを通じて放送機関に情報が配信され、テレビ、ラジオ、インターネットで周知される。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、または特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、もしくは無線等の通信施設を使用する。

なお、警察通信施設の優先利用については、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定も締結している。

1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

2) 上記以外の機関または個人の無線通信施設

(7) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第57条の規定により、災害に関する通知、要請、伝達または警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

(8) その他

1) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市内のアマチュア無線ボランティア等の協力を求める。

2) 業務用無線の活用

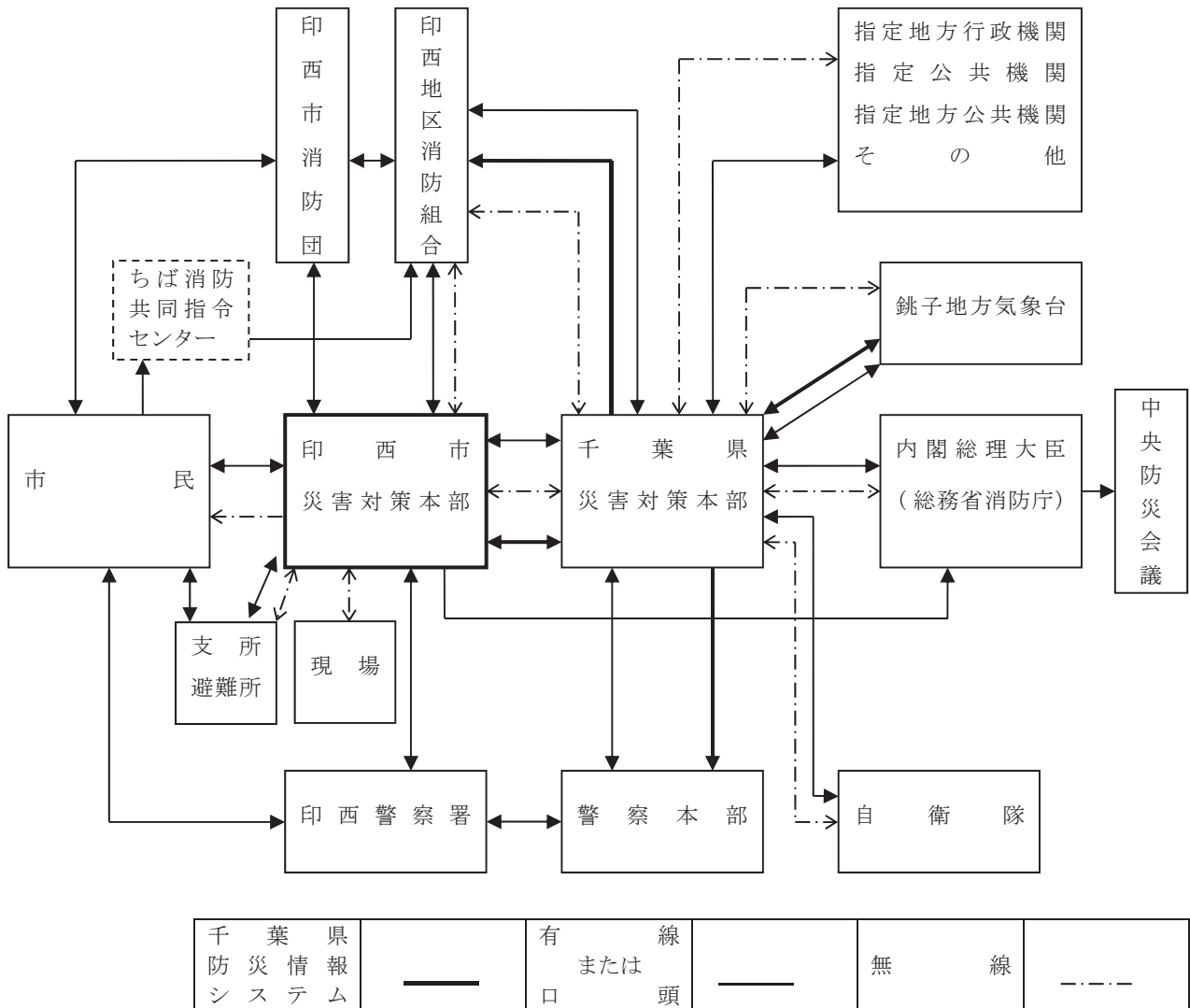
タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

3) 避難所等の防災拠点との通信体制の確保

防災行政無線等を中心に、避難所等防災拠点との間の通信連絡手段を整備し、災害時の通信を確保する。

また、避難者がインターネット等を活用し情報収集できる無料の公衆無線 LAN（Wi-Fi）が整備されている避難場所等は、利用可能場所を周知する。

〈災害通信系統図〉



震災編
第3章 災害応急対策計画

2 地震情報の収集

本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオ等あらゆる手段で入手する。

〈地震情報の種類〉

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	・震度5弱以上	最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

緊急地震速報	緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報 ただし、震源付近では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合もある。
--------	--

3 被害状況の把握

応急対策活動、応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について把握する。

(1) 地震直後の情報収集

情報班及び本部班は、参集職員、各班、関係機関等から次の情報を収集する。

また、参集した職員から調査班を編成し、市域を巡回して各地区の被害概況を把握する。

〈緊急で把握する情報〉

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 建物・宅地被害の発生状況 | ② 火災の発生状況 |
| ③ 土砂災害の発生状況 | ④ 道路の通行障害の発生状況 |
| ⑤ 死傷者の発生状況 | ⑥ 救護所の状況 |
| ⑦ 避難所の状況 | ⑧ 交通（鉄道、駅）の被害状況 |
| ⑨ ライフライン途絶の状況 | ⑩ 河川・水路等の状況 |

(2) 異常事象発見時における措置

1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報する。

2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

3) 通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

① 銚子地方気象台

② その災害に関係のある近隣市町

③ 最寄りの県出先機関（印旛地域振興事務所、印旛土木事務所）及び印西警察署

(3) 火災情報

火災発生を発見した者は、速やかに 119 番通報を行う。

(4) 応急対策の実施状況等の情報収集

各班は、応急対策の実施状況等について、本部会議等において報告する。情報班及び本部班は、これらの情報の他、関係機関の情報について情報を収集し、状況をまとめる。

(5) 収集報告にあたって留意すべき事項

1) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備及び要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

2) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、または被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

3) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

4 被害調査

各班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

住家の被害調査は、全棟を対象に調査を実施し、それをもとに災証明の発行を行う。

なお、火災に関する調査と、そのり災証明の発行は、印西地区消防組合が行う。

第2節 情報の収集・伝達

〈把握する内容と実施担当〉

把握する内容		実施担当	関係機関
人的被害	死者、行方不明者の状況	福祉班	印西地区消防組合 印西市消防団 印西警察署 陸上自衛隊
	負傷者の状況	医療班	医療機関 医師会等 印西地区消防組合
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 全焼・半焼の状況	現地調査班	印西地区消防組合
	応急危険度判定	住宅班	千葉県建築士会 千葉県建築士事務所協会
非住家被害	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	施設管理班 関係各部各班 (平常時の施設管理者)	
	その他(倉庫、土蔵、車庫等)	現地調査班	
その他の被害	田畑の被害状況	物資班	印旛農業事務所 印旛沼土地改良区 千葉県手賀沼土地改良区 木下土地改良区 西印旛農業協同組合
	商工業の被害状況	物資班	印西市商工会
	文教施設・文化財の被害状況	教育班	印旛郡市文化財センター
	医療機関の被害状況	医療班	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院
	道路、橋梁の被害状況	土木班	印旛土木事務所
	河川、水路等の被害状況	土木班	印旛土木事務所 利根川下流河川事務所安食出張所
	水道施設の被害状況	水道班	千葉県企業局(船橋水道事務所) 長門川水道企業団 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部
	下水道施設の被害状況	下水道班	印旛沼下水道事務所 手賀沼下水道事務所
	ごみ処理施設等の被害状況	環境衛生班	印西地区環境整備事業組合
	し尿処理施設の被害状況	環境衛生班	印西地区衛生組合
	土砂災害の被害状況	土木班	印西地区消防組合 印西市消防団
	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	本部班 企画財政班	東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 東日本ガス株式会社 かもめガス株式会社 一般社団法人千葉県LPガス協会 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 京成電鉄株式会社 千葉ニュータウン鉄道株式会社 成田高速鉄道アクセス株式会社

5 被害報告

本部班は、市域に災害が発生し、または発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム、電話、FAXまたは千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

(1) 地震発生時の報告

- 1) 震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。
- 2) 震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日）により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。
- 3) 大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。
- 4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(2) 県への被害報告

県への報告の種別、時期及び方法は、次のとおりとする。報告の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

〈県へ報告すべき事項〉

- 1) 災害の原因
- 2) 災害が発生した日時
- 3) 災害が発生した場所または地域
- 4) 被害の状況（被害の程度等は資料編「被害認定基準」に基づき判定する。）
- 5) 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ② 主な応急措置の実施状況
 - ③ その他必要事項
- 6) 災害による市民等の避難の状況
- 7) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- 8) その他必要事項

(3) 報告責任部局の選定

被害情報等の報告に係る報告責任部局は本部班とし、責任者は次のとおり定める。

1) 統括責任者

市長：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。

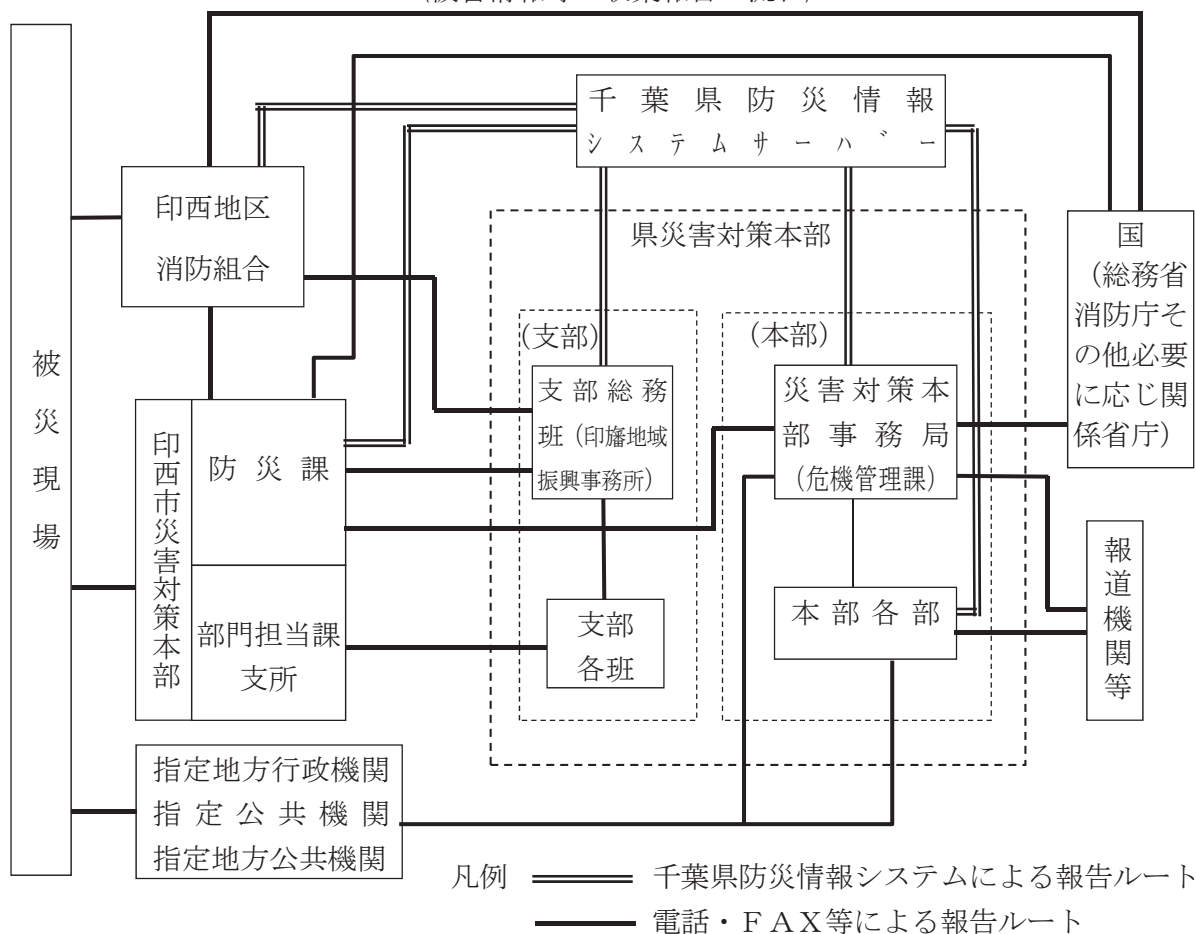
2) 取扱責任者

防災課長：防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

〈被害情報等の収集報告の流れ〉



〈勤務時間内における国及び県への連絡方法〉

<p>1) 総務省消防庁 (応急対策室)</p> <p>①消防防災無線 (県防災行政無線を使用)</p> <p>電話 120-90-49013 (地上系)、048-500-90-49013 (衛星系)</p> <p>FAX 120-90-49033 (地上系)、048-500-90-49033 (衛星系)</p> <p>②一般加入電話</p> <p>電話 03-5253-7527</p> <p>FAX 03-5253-7537</p>
<p>2) 千葉県 (危機管理課)</p> <p>①県防災行政無線</p> <p>電話 500-7320 (地上系)、012-500-7320 (衛星系)</p> <p>FAX 500-7298 (地上系)、012-500-7298 (衛星系)</p> <p>②一般加入電話</p> <p>電話 043-223-2175</p> <p>FAX 043-222-1127</p>

〈勤務時間外における国及び県への連絡方法〉

<p>1) 総務省消防庁（宿直室）</p> <p>①消防防災無線（県防災行政無線を使用）</p> <p>電話 120-90-49102（地上系）、048-500-90-49102（衛星系）</p> <p>FAX 120-90-49036（地上系）、048-500-90-49036（衛星系）</p> <p>②一般加入電話</p> <p>電話 03-5253-7777</p> <p>FAX 03-5253-7553</p>
<p>2) 千葉県（県防災行政無線統制室）</p> <p>①県防災行政無線</p> <p>電話 500-7225（地上系）、012-500-7225（衛星系）</p> <p>FAX 500-7110（地上系）、012-500-7110（衛星系）</p> <p>②一般加入電話</p> <p>電話 043-223-2178</p> <p>FAX 043-222-5219</p>

6 市民等への広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(1) 緊急広報

広報班は、地震発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

1) 広報の項目

- ① 地震情報に関すること
- ② 被害の概要に関すること
- ③ 火災の状況に関すること
- ④ 避難の指示等に関すること
- ⑤ 避難方法等に関すること
- ⑥ 交通規制等に関すること
- ⑦ 流言飛語の防止に関すること
- ⑧ 市民がとるべき措置に関すること
- ⑨ その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

2) 広報の手段

市防災行政無線及び広報車により行うことを基本とし、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、Lアラート、SNS及びCATV等を活用する。

広報車については、必要に応じて印西警察署、印西地区消防組合、印西市消防団、その他の防災関係機関の協力を得る。

(2) 一般広報

広報班は、緊急広報後、被災者の生活支援、ライフライン等の復旧状況等を中心とした広報を行う。

1) 広報の項目

- ① 避難所に関すること

- ② 救護所の開設に関すること
- ③ 救援物資の配布に関すること
- ④ 給水、給食に関すること
- ⑤ 交通規制等に関すること
- ⑥ 流言飛語の防止に関すること
- ⑦ 生活関連情報に関すること
- ⑧ 生活再建支援に関すること
- ⑨ その他生活に必要なこと

2) 広報の手段

市防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、Lアラート、SNS及びCATV等を活用する。

また、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。

(3) 避難所における広報

広報班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配布を行う。要配慮者に配慮し、口頭伝達や自主防災組織を通じた伝達等を行う。

また、外国人に配慮して多言語による広報紙の発行や語学ボランティアの配置等、避難者の状況に応じた広報を行う。

(4) 要配慮者への広報

1) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、避難支援等関係者及びボランティア等の協力を得て実施する。

2) 外国人への広報

外国人への広報は、県、語学ボランティア及び国際交流関係団体等の協力を得て実施する。

(5) 指定避難所外の避難者への広報

広報班は、指定避難所外の避難者に対し、避難先を市災害対策本部へ届け出るよう広報を行う。

7 報道機関への対応

(1) 記者発表

広報班は、市役所に記者会見場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、情報及び必要な資料を提供して、市民への広報や物資等の支援を要請する。

(2) 災害対策本部や避難者への配慮

広報班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。

また、避難者への取材は、プライバシー等に配慮するよう要請する。

8 市民相談

(1) 初期対応

市民相談班、印旛支所班及び本柵支所班は、市役所、中央駅前地域交流館、印旛・本柵支所に被災者相談窓口を設置し、被災者の問い合わせ等に対応する。

(2) 総合相談

市民相談班、印旛支所班及び本埜支所班は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての相談窓口を市役所に設置し、各部班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

また、必要に応じて各避難所等で巡回相談を実施し、被災者の要望等を把握する。

〈相談窓口での相談事項例〉

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① り災証明の受付 | ② 税の減免等 |
| ③ 遺体の埋火葬 | ④ 医療・福祉 |
| ⑤ 生活再建支援金・義援金等の支給 | ⑥ 商・工・農林業への支援 |
| ⑦ 住宅支援 | ⑧ ライフライン復旧 |
| ⑨ 廃棄物、防疫 | ⑩ 教育 |
| ⑪ 法律相談 | ⑫ 人権、女性の悩み、暴力相談等 |

第3節 救助・救急・消火活動・水防活動

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 救助活動	印西地区消防組合、印西市消防団、印西警察署
2 救急活動	印西地区消防組合、印西市消防団
3 消火活動	印西地区消防組合、印西市消防団
4 水防活動	印旛利根川水防事務組合、印西市消防団

【計画の方針と目標】

- 市民・自主防災組織及び町内会等は、連携して倒壊建物からの救助活動、初期消火活動、負傷者の搬送等の初期対応を行うことを原則とする。
- 消火活動、救助活動は、印西地区消防組合、印西市消防団が協力して対応する。
- 多数の火災、要救助者が発生し印西市の消防力では対応できない場合は、警察、自衛隊、千葉県内の消防機関、緊急消防援助隊を要請して対応する。

1 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

印西地区消防組合及び印西市消防団は、地震により要救助者や、行方不明者が発生した場合に、市民、自主防災組織及び町内会等から要救助者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動要領

印西地区消防組合及び印西市消防団は、合同により救助隊を編成、救助資機材等を準備し、行方不明者情報をもとに救助活動を行う。

災害の状況等により印西地区消防組合及び印西市消防団だけでは救助活動が困難な場合は、印西警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力または建設事業者等に出動を要請する。

〈救助活動の原則〉

- ① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救助・救急事案が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
- ⑤ 救助職員の安全を確保する。

(3) 市民、自主防災組織、事業所等の活動

市民、自主防災組織、町内会等及び事業所などは、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

(4) 警察の活動

1) 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等の多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。

2 救急活動

(1) 救急搬送

重症者については、救命処置を要する者を優先とし、印西地区消防組合、医療救護班等の車両により医療機関に搬送する。道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

中等症者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、市民、自主防災組織、町内会等及び事業所などの協力により搬送する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

印西地区消防組合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、印西市消防団、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 消火活動

(1) 活動方針

地震災害時には、市民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

(2) 印西地区消防組合の活動

印西地区消防組合は、「消防対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

〈消火活動の原則〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。 ② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。 ③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。 ④ 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。 ⑤ 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。 ⑥ 市民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。 |
|---|

- ⑦ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。
- ⑧ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行うものとする。
- ⑨ 大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。
- ⑩ 消防活動対応職員等の安全を確保する。

(3) 印西市消防団の活動

印西市消防団は、次の活動を行う。

1) 市民への出火防止の広報、市民との協力による初期消火

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図るものとする。

2) 印西地区消防組合と連携した消火活動

印西地区消防組合が出動不能もしくは出動困難な地域における消火活動、または主要避難路確保のための消火活動については、単独または印西地区消防組合と協力して行うものとする。

3) 要救助者の救助救出、応急措置、救護所への搬送

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

4) 避難指示等の伝達と避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させるものとする。

なお、活動に当たっては消防団員自身の安全も確保する。

(4) 消防広域応援要請

本部長（市長）または消防長は、災害が発生した場合、「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

(5) 市民・自主防災組織及び町内会等の活動

市民、自主防災組織及び町内会等は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(6) 事業所の活動

事業所及び大規模事業所等の自衛消防組織は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

〈事業所の消火活動等〉

- ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ② 自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動
- ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難

- | |
|---|
| ④ 周辺地域の市民等に対する必要な情報の伝達
⑤ 立入り禁止措置等の実施 |
|---|

なお、それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

県及び印西地区消防組合は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

印西地区消防組合は、危険物施設等の所有者・管理者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ① 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置
- ③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

3) 危険物等輸送車両の応急対策

印西地区消防組合は、次の対策を行う。

- ① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止または使用期限の緊急措置命令を発する。

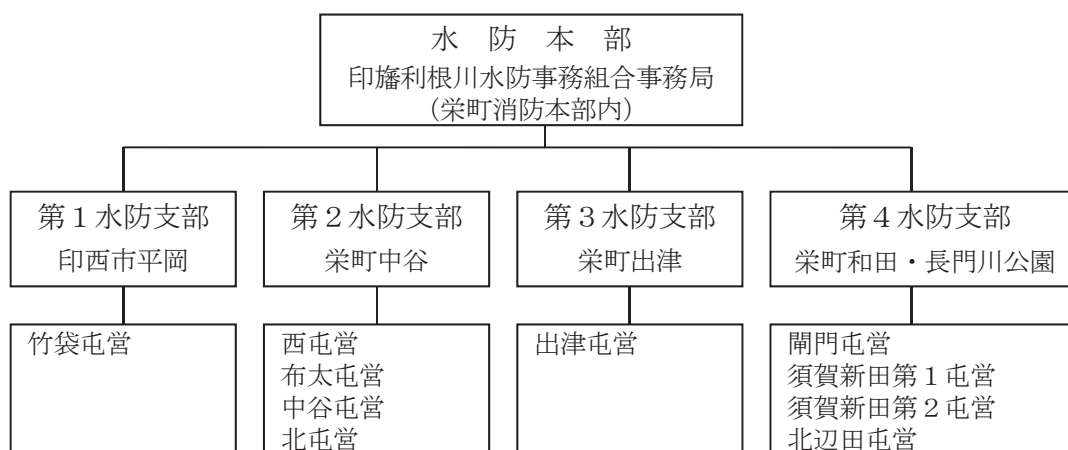
4 水防活動

利根川に係る地震水害等の発生に対する水防活動については、印旛利根川水防事務組合（成田市、佐倉市、栄町、白井市、酒々井町、八千代市、四街道市、印西市）が作成する「印旛利根川水防事務組合水防実施計画書」によって連携した活動を実施する。

印西市は、第1水防支部として受持区域の水防活動を行う。

水防活動に当たっては、水防団員はまず自分の身を守ることを基本とし、市は、安全装備品の貸与や情報の共有化を通して水防活動に従事する者の安全を確保する。

〈水防体制〉



〈受持堤防〉

支部名	堤防延長	
第1水防支部	1,484.20m	印西市竹袋旧手賀沼塚樋より 同市平岡地先（元将監川締切中央）まで
第2水防支部	4,294.69m	栄町西地先（元将監川締切中央）より 同町北地先まで
第3水防支部	500.00m	栄町出津地先より 同町安食地先まで
第4水防支部	4,662.56m	栄町安食地先より 同町矢口入口（横堤）まで

第4節 災害警備・防犯対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害警備	印西警察署
2 防犯対策	市民相談班、教育班、印西警察署、印西市防犯組合、印西市消防団

【計画の方針と目標】

- 地震直後から交通規制、緊急交通路の確保、救助活動等において、警察と連携をとった活動を行う。
- 被災地域の犯罪等を防止するため、印西警察署、印西市防犯組合、印西市消防団と連携して巡回パトロール体制を確立する。また、避難所における犯罪防止のため、避難所運営委員会と連携した防犯対策を実施する。

1 災害警備

(1) 地震災害警備の任務

警察は、地震災害が発生した場合または発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び印西警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

1) 連絡室

県内に震度4の地震が発生した場合、及び津波注意報が発表された場合等

2) 対策室

県内に震度5弱の地震が発生した場合、及び津波警報が発表された場合等

3) 災害警備本部

県内に震度5強以上の地震が発生した場合、及び大津波警報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

印西警察署は、地震が発生した場合、次の活動を実施する。

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

- ⑩ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑪ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑫ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑬ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑭ その他必要な応急措置

2 防犯対策

印西警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、市民相談班、印西市防犯組合、印西市消防団と協力して、地域の巡回パトロールを行う。

また、市民相談班は、避難所における窃盗、性暴力等の犯罪を防止するため、教育班、避難所運営委員会等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

第5節 交通・輸送対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 交通規制	土木班、印西警察署
2 緊急輸送道路の確保	土木班、印西警察署
3 緊急通行車両の確認等	施設管理班
4 規制除外車両の確認等	施設管理班
5 緊急輸送の実施	本部班、施設管理班
6 道路啓開	土木班

【計画の方針と目標】

- 地震発生直後から、道路の被害状況を調査し、3時間以内には通行可能な道路の選定を行えるようにする。
- 道路管理者は、地震発生から24時間以内を目途に緊急輸送道路の障害物除去、軽微な被害箇所の応急措置を実施し、交通の確保を図る。

1 交通規制

(1) 道路情報の収集

土木班は、印西警察署及び道路管理者と連絡をとり、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

(2) 交通規制

道路管理者は、印西警察署と協議して、災害により危険な箇所または緊急輸送等のため必要な路線を通行禁止または制限等の措置をとる。印西警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制並びに警戒にあたる。

また、交通規制または道路が被災した場合は、印西警察署、道路管理者と協議し、迂回路を設定する。

〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	○災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限することができる。	災害対策基本法第76条
	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者または車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者または車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条

警察官	○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないときまたは命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
	○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において、一時、歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	○警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	○道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限することができる。	道路法第46条

2 緊急輸送道路の確保

(1) 県の緊急輸送道路

交通規制の対象となる道路は、主として県で定める「千葉県緊急輸送道路1次路線・2次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。市に係る路線は、次の9路線である。

この9路線以外に、市が行う応急対策に必要と認める等の重要路線について、必要に応じ対象とする。

土木班は、県緊急輸送道路の状況について把握する。

〈千葉県緊急輸送道路〉

ルート	路線名	区間	距離(km)
1次路線	21	一般国道356号	銚子市三軒町←→我孫子市新富 106.6 (市内4.5)
	26	一般国道464号	松戸市松戸←→成田市並木町 42.7 (市内17.2)
	30	主要地方道 千葉竜ヶ崎線	八千代市米本←→印西市大森 10.7 (市内7.1)
2次路線	23	主要地方道 船橋印西線	八千代市新木戸←→印西市船尾 6.1 (市内1.2)
	51	主要地方道 佐倉印西線	佐倉市田町←→印西市瀬戸 6.8 (市内1.9)
	146	市道00-024号線	印西市牧の原1-1-1←→同市牧の原4-3054-4 0.5
		市道00-028号線	印西市牧の原5-110←→同市牧の原5-1612-5 0.2
	147	市道08-219号線	印西市大森2531-2←→同市大森2535 0.1
148	弥子沢・遠蓮線	印西市鎌苅2098-4←→同市鎌苅2098-4 0.1	

注)

1次路線：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

2次路線：千葉県緊急輸送道路1次路線と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

(2) 市の緊急輸送道路

市は、県の指定する緊急輸送道路を補完し、市内の防災拠点である避難場所や、物資集積所、自衛隊や緊急消防援助隊等の集結場所、公共施設等を結ぶ重要な道路として、下記の道路を指定する。

土木班は、緊急輸送道路を点検するとともに、障害物の除去を実施し交通の確保を図る。

〈市緊急輸送道路〉

路線名	距離(km)
主要地方道市川印西線	5.0
主要地方道船橋印西線	4.9
主要地方道千葉臼井印西線	12.5
主要地方道佐倉印西線	8.9
主要地方道鎌ヶ谷本埜線	0.9
一般県道印西印旛線	3.5
一般県道千葉ニュータウン北環状線	3.0
一般県道千葉ニュータウン南環状線	6.7
一般県道八千代宗像線	2.6
市道 00-005 号線	2.1
市道 00-012 号線	0.2
市道 00-015 号線	0.7
市道 00-016 号線	2.1
市道 00-020 号線	0.7
市道 00-021 号線の一部	0.3
市道 00-023 号線の一部	1.5
市道 00-024 号線	1.5
市道 00-025 号線	1.2
市道 00-026 号線	3.9
市道 00-029 号線	1.5
市道 00-031 号線の一部	2.8
市道 00-032 号線	1.1
市道 00-033 号線	0.9
物木・滝線	1.6
山田・平賀線	4.8
ニュータウン・萩原線	1.2
下池・三度山線	2.0
長作台・遠蓮線	1.7

3 緊急通行車両の確認等

(1) 申請手続き

知事または公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止または制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

施設管理班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県または公安委員会に提出する。県知事または公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

1) 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

2) 公安委員会は、前記1)により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

3) 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、印西警察署または交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

4 規制除外車両の確認等

(1) 申請手続き

公安委員会は、緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、通行禁止の対象から除外する。申請手続きは、3(1)を準用する。

(2) 規制除外車両の事前届出・確認

規制除外車両の事前届出制度の対象の車両は、緊急通行車両とならない車両であって、次の条件に該当するものである。

- 1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 3) 患者等搬送用車両（特別な構造または装置があるものに限る。）
- 4) 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両

事前届出・確認は、3(2)を準用する。

5 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の範囲

施設管理班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送事業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

(2) 車両・燃料の確保

施設管理班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合または公用車では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。燃料は、「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき市内の燃料販売業者等から調達する。

(3) 鉄道による輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合または広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社、北総鉄道株式会社、京成電鉄株式会社に、鉄道による輸送を要請する。

(4) ヘリコプターによる輸送

本部班は、災害による交通の途絶または緊急的な輸送を必要とする場合は、千葉県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、自衛隊等と連携して臨時ヘリポートを開設する。

(5) 運転者のとるべき措置

地震災害時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

〈運転者のとるべき措置〉

- 1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
 - ① 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
 - ② 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
 - ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- 2) 避難のために車両を使用しないこと。
- 3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。
 - ① 車両を道路外の場所に置くこと。
 - ② 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
 - ③ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

6 道路啓開

道路管理者は、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6に基づき次の措置を実施する。

なお、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

区間を指定して、車両の運転者等に対して移動を命令する。車両等の占有者等が措置をとらない場合や現場に不在の場合は、自らが車両を移動する。その際は、やむを得ない限度での破損が容認される。

(2) 土地の一時使用

沿道で車両保管場所を確保するため、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

第6節 避難対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難の原則	市民
2 避難の指示等	本部班、広報班、印西市消防団
3 避難誘導	本部班、市民、企画財政班、福祉班、医療班、施設を管理する班、印西市消防団
4 避難所等の開設と運営	市民、直行職員、医療班、教育班、市民相談班、各班
5 在宅避難・分散避難	直行職員、教育班
6 要配慮者の支援	福祉班、子ども福祉班、教育班
7 避難所等の閉鎖	教育班
8 広域避難	本部班
9 広域避難者への支援・受入れ	総務班、教育班
10 被災他市町村への避難所運営支援	総務班、教育班

【計画の方針と目標】

- 地震発生時の避難活動は、市民、自主防災組織及び町内会等が連携して、在宅の避難行動要支援者の支援をしながら自主的に行うことを原則とする。
- 夜間・休日の場合は、直行職員が避難所に参集し、避難所の開設、避難者の誘導等の初期対応を行う。
- 避難所は、原則として、被災によって自宅での生活が困難となった被災者が避難する場所とし、自宅に耐震性があり、被害程度が軽微な居住者は、避難せずに自宅での生活を継続することを基本とする。
- 避難所の運営は、避難者による自治を原則とし、市職員、教職員等が連携して運営を支援する。
- 避難所の運営に当たっては、要配慮者への配慮、避難所運営に女性の意見をとり入れるなどの対策を実施する。
- 避難行動要支援者の避難は、自主防災組織等の避難支援等関係者が助け合って支援する。なお、要配慮者の避難所生活には、専用スペースを確保する等の配慮を行うとともに、必要に応じて小・中学校、公民館等の公共施設やデイサービスセンター等老人福祉施設、障がい者支援施設等に福祉避難所を開設して収容する。
- 最寄りの避難所で収容が困難な場合は、臨時バス等により他の避難所に移動する。

1 避難の原則

市民等は、次の避難の原則により行動する。

- (1) 一時避難場所に集まり、情報交換、要配慮者等の安否確認、救出活動、消火活動を行う。
- (2) 延焼火災が発生した場合は、広域避難場所に集団で避難する。
- (3) 自宅が倒壊・焼失し居住することが困難な場合は、指定避難所に避難する。
- (4) 一旦、避難した後、自宅の被害が軽微で耐震性が確保されている場合は、避難場所等から自宅に戻り、在宅避難を継続する。

2 避難の指示等

(1) 避難の指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示等を行うものとする。

また、避難の指示等に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準〉

種類	発令される状況	居住者がとるべき行動	基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	① 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示 【警戒レベル4】	災害のおそれが高い	危険な場所から全員避難	① 地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき ② がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近の市民に生命の危険が認められるとき
緊急安全確保 【警戒レベル5】	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	③ ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき ④ その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき

〈避難の指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	○人の生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなるとき	自衛隊法第94条
知事または知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、あるいは生命または身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部または一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、または総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長もしくは消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいないとき、または消防長もしくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員または消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じまたはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長もしくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条の2
	○消防吏員または消防団員が火災の現場にいないとき、または消防吏員または消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	○水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき	水防法第21条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長もしくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条の3

(3) 市民への伝達

本部班及び広報班は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」）を発令または解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、市民への周知徹底を図る。

1) 伝達方法

- ① 市防災行政無線（同報系）
- ② 広報車
- ③ 市防災メール
- ④ CATV等報道機関
- ⑤ Lアラート
- ⑥ その他（ホームページ、エリアメール、緊急速報メール及びSNS等）

2) 伝達内容

- ① 避難指示等の理由
- ② 避難の対象区域
- ③ 避難先、その場所名
- ④ 避難経路
- ⑤ その他注意事項

(4) 県に対する報告

本部班は、避難指示等または解除を発令した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（危機管理課）及び印旛地域振興事務所に報告する。

(5) 関係機関への通報

本部長（市長）が避難指示等を行った時、または警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

3 避難誘導

(1) 市民の避難誘導

- 1) 延焼火災の発生や危険物の漏えい等により、安全な場所への避難誘導が必要な場合、印西市消防団は、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等の避難誘導者に伝達し、協力して避難誘導を行う。
- 2) 本部班は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等へ伝達する。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所を開設し、市民に対し伝達する。
- 3) 避難所への収容が困難な場合は、避難者を臨時バス等により避難スペースに余裕がある避難所に移動する。

- 4) 医療班は印旛保健所と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- (2) 避難行動要支援者の避難誘導
 避難行動要支援者の避難誘導は、避難支援等関係者が支援して行うことを原則とする。ただし、自力による避難が困難な場合、福祉班は、関係機関（印西市消防団等）、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等に協力を依頼して避難支援を行う。
- (3) 施設利用者等の避難誘導
 庁舎、学校、幼稚園、保育園、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒及び園児、施設利用者等の避難誘導は、施設の管理者が行う。

4 避難所等の開設と運営

- (1) 避難所の開設
 避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き支援を要する者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。
- 1) 平日昼間における開設
 地震発生直後は、避難所の施設管理者が施設内に避難者を案内する。教育班は、避難所担当職員を派遣し、施設管理者、教職員等と協力して開設にあたる。
- 2) 休日・夜間における開設
 あらかじめ定められた避難所へ直行する職員（以下「直行職員」という。）を定めておき、自主防災組織及び町内会等と協力して避難所の開設にあたる。
- (2) 避難所の運営
 避難所の運営は、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障がい者をはじめとする要配慮者や災害から受ける影響やニーズの男女の違いに対する配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DVや虐待の発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。
- 1) 避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、施設管理者、避難所担当職員等をスタッフとした避難所運営委員会を設置し、委員長を定め、互いに連携して運営にあたる。また、委員会には女性の参画を促し、プライバシー及び安全の確保や多様なニーズ・リスクへの対応など女性の視点をとり入れた避難所運営に努める。

〈避難所の運営項目〉

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ① 必要物資の管理・分配 | ② 避難者の転出入確認、名簿作成 |
| ③ 情報管理、広報 | ④ 環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等） |
| ⑤ 警備 | ⑥ 入浴措置 |
| ⑦ 要配慮者等への配慮 | ⑧ 傷病者の搬送、避難者の医療、カウンセリング等 |
| ⑨ 相談、苦情処理、要望聞き取り | ⑩ 各種調査 |
| ⑪ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 | ⑫ 各種記録 |

〈女性等への配慮事項の例〉

① 避難所施設

- ・物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション
- ・乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のための世帯用エリア
- ・安全で行きやすい場所の男女別トイレ、入浴設備の設置

② 運営管理

- ・運営委員会への女性の参画
- ・女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握
- ・女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- ・避難者平等の食事作り・片付け、清掃等の役割分担
- ・女性相談窓口の設置
- ・配偶者等から暴力等を受けている被害者等に関する個人情報の管理徹底
- ・就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備
- ・防犯ブザーやホイッスルの配布

2) 状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄を行うとともに不足品については速やかに調達する。主なものとしては、炊出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド・畳、パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

3) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

4) 医療班は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、千葉県疾病対策課、印旛保健所の指示に基づき、本部班と医療班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、感染症により自宅療養中の市民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、医療班は、本部班や教育班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

5) 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVや虐待の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、防犯ブザー等を配布する、性暴力・DVや虐待についての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全を確保するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

6) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(3) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。

また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、本部に報告する。その際は、要配慮者、アレルギーや慢性疾患を有する人等の情報について詳細に取りまとめるものとする。

(4) 安否情報の提供

市民相談班は、消防本部、印西警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

なお、その際には配偶者等からの暴力等を受けている被害者等を考慮し、個人情報の管理の徹底に努める。

5 在宅避難・分散避難

(1) 在宅避難の誘導

教育班は、避難所に避難した避難者のうち、自宅の被害が軽微かつ耐震性が確保されている場合は、自宅に戻り在宅での避難生活を継続するように呼びかける。

(2) 在宅避難者・分散避難者への支援

教育班は、在宅避難を継続している避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の分散避難を継続している被災者の所在地、ニーズ等の情報を把握し、避難所運営委員会、自主防災組織等と協力して、物資等の配布、情報の伝達等、避難所の避難者と同様の支援を行うように努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、必要に応じ医療班の巡回訪問等により健康相談や保健指導を実施する。

6 要配慮者の支援

(1) 避難生活での配慮

要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。

また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

外国人には語学ボランティアの派遣、多言語による広報紙の配布等を行う。

(2) 福祉避難所の開設

福祉班及び子ども福祉班は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、小・中学校、公民館、コミュニティセンター、保健センター等の公共施設や特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、障がい者支援施設等に福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

また、福祉避難所に指定されている施設に連絡し、次の事項を確認する。

- ① 施設、設備の被害状況
- ② 入所者、利用者等の被害状況、避難の必要性等について
- ③ 職員の被害状況、参集状況等の活動状況
- ④ 施設職員の避難所運営への支援の可否
- ⑤ 福祉避難所としての活用可否
- ⑥ （活用可能な場合）受入れ可能人数、対応可能な要配慮者の特性
- ⑦ （活用できない場合）復旧見込み等

7 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を通告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

8 広域避難

本部班は、市内で避難者を収容できない場合は、広域避難を要請する。

(1) 協定に基づく要請

災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定等に基づき、県内市町村長または県知事に一時収容のための施設の提供を要請する。

(2) 広域一時滞在

災害対策基本法に基づいて、県知事に県内市町村または県外への広域避難者の受入れを要請する。

9 広域避難者への支援・受入れ

総務班及び教育班は、災害範囲が広域で市域外から避難してきた避難者支援については、避難元の自治体及び県、周辺自治体と連携・協力し、受入れ体制を整える。

広域避難者の受入れ施設では、ボランティアや避難元の自治体と連携し、仮設住宅入居時と同様の行動がとれるように避難者の自主性確保のための支援等を行う。

10 被災他市町村への避難所運営支援

総務班及び教育班は、本市の被災が小さく、他の市町村の支援を行える場合は、県との協議のもと他市町村の避難所運営等の支援を行う。

第7節 応急医療

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護活動	医療班、印西地区消防組合、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会、一般社団法人印旛郡市薬剤師会、公益社団法人柔道整復会
2 被災者の健康管理	医療班、千葉県（印旛保健所）、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会、一般社団法人印旛郡市薬剤師会、公益社団法人柔道整復会

【計画の方針と目標】

- 多数の傷病者が発生した場合は、救護所を設置し、医師会の救護班による傷病者のトリアージ、応急手当を行う。
- 軽症者への応急手当、救出現場から救護所までの搬送は、市民、自主防災組織等が行うことを原則とする。
- 重症者は、救急車にて日本医科大学千葉北総病院や成田赤十字病院等の病院に搬送する。状況に応じてヘリコプターの輸送を実施する。人工透析患者には、透析可能な病院の紹介、搬送を行う。
- 被災者への医療対策として、3日以内には医師会、保健師を中心に結成した医療救護班により、避難者等の健康状況の把握と対処を行う。特に、精神のケア、感染症、エコノミークラス症候群の予防に留意する。

1 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

医療班は、中央保健センターに救護本部を設置し、印旛市郡医師会に市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターの派遣を要請する。

また、印旛保健所が合同救護本部を設置した場合は、連絡員を派遣し、連携した対応を行う。

(2) 医療救護班の編成

医療班は、印旛市郡医師会、千葉県印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、千葉県柔道整復師会に対し、救護所への医療救護班の編成・派遣、医薬品等の供給を要請する。

市で対応ができない場合、合同救護本部に対して、県立病院等の救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、医薬品の供給等の要請を行う。

また、印西地区消防組合は、合同救護本部に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

(3) 医療情報の収集と提供

EMIS（広域災害・救急医療情報システム）を活用し、医療に関する情報を収集し、関係機関に提供する。

- 1) 傷病者等の発生状況
 - 2) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
 - 3) 避難所及び医療救護所の設置状況
 - 4) 医薬品及び医療資器材の需給状況
 - 5) 医療施設、医療救護所等への交通状況
 - 6) その他医療救護活動に資する事項
- (4) 救護所の設置

医療班は、救護所設置予定箇所に職員を派遣し、資器材の確保と必要な環境を確保する。

- (5) 救護所の運営

救護所の運営は、印旛市郡医師会を中心に編成した医療救護班が行う。

〈救護所での活動〉

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 救護所設置予定箇所
高花保健福祉センター2) 救護所での活動<ol style="list-style-type: none">① 負傷者の緊急度の判定② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定③ 負傷者の応急処置④ 死亡の確認 |
|--|

- (6) 後方医療体制

医療班、印西地区消防組合は、日本医科大学千葉北総病院や成田赤十字病院等の災害拠点病院に重症者の受入れについて要請する。

また、合同救護本部を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受入れを要請する。

- (7) 医療用資器材の確保

救護のための医療器具及び薬品は、印旛郡市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請することを基本とするが、不足する場合には、合同救護本部に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センター等に供給を依頼する。

- (8) 傷病者の搬送

救出現場から救護所または病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。災害拠点病院または県外の医療機関までの搬送は、救急車またはヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が行うこととする。

- (9) 透析患者等への対応

医療班は、人工透析等の応急措置について、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合、県を通じて受入れ医療機関を確保し、救急車またはヘリコプター等で搬送する。

- (10) 助産

医療班は、通常の分娩は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。

胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合、県を通じて受入れ医療機関を確保し、救急車またはヘリコプター等で搬送する。

2 被災者の健康管理

(1) 巡回医療

医療班は、避難所等に避難している市民の疾患の予防のため、印旛保健所、印旛市郡医師会、千葉県印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会、千葉県柔道整復師会の協力を得て、避難所等で精神科、歯科等を加えた巡回医療を実施する。

また、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病及び感染症予防について、チラシの配布や保健師等による指導等、印旛保健所と連携した活動を行う。

なお、県災害本部内に災害派遣精神医療チーム（D P A T）調整本部が設置され、必要に応じて印旛保健所等にD P A T活動拠点本部等が設置されるため、必要に応じて連携して活動を行う。

(2) 巡回健康相談

医療班は、保健師、栄養士、その他職員等が連携し、避難所、在宅避難者等への巡回訪問により健康管理や健康相談を行う。また、被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、医療班や介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

感染症、エコノミークラス症候群等の疾病予防に関する啓発及び指導、さらには精神的ショックやストレスに対する精神面でのケアを実施する。

(3) 二次健康被害の予防

医療班は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) メンタルヘルスケア

医療班は、災害による精神的なダメージに対し、カウンセリング等のメンタルヘルスケアを早期に実施する。

(5) 医療情報の提供

医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で市民に提供する。

第8節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	医療班、環境衛生班、千葉県（印旛保健所）、公益社団法人印旛市郡医師会
2 し尿の処理	環境衛生班、印西地区衛生組合
3 災害廃棄物の処理	環境衛生班、印西地区環境整備事業組合
4 障害物の除去	土木班、住宅班
5 動物対策	環境衛生班、千葉県（印旛保健所、動物愛護センター）、公益社団法人千葉県獣医師会

【計画の方針と目標】

- し尿対策は、地震発生直後には市備蓄の仮設トイレを組み立て対応し、その後、100人あたり1基を目標として、レンタルによる仮設トイレを設置して対応する。
- ごみの処理は、生ごみ等可燃ごみ以外の不燃ごみ・粗大ごみを各家庭にて保管し、市のごみ処理実施計画策定後にそのルールに従って排出することを基本とする。
- 地震災害廃棄物を一時的に保管するために仮置場を確保し、管理、中間処理等を行う。特に、処理の効率化、リサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。
- ペットを避難所内に持ち込むことは原則として禁止する。給餌、ケージ等の確保については、飼養者の自己責任とする。

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

1) 検病調査及び健康診断

印旛保健所は、印旛市郡医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を必要に応じて実施する。医療班は、印旛保健所が行う、感染症の流行の兆候を早期に把握するためのサーベイランス情報の収集や感染症拡大防止策等に協力する。

2) 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、印旛保健所が行う必要な措置について協力する。

〈感染症患者等への措置〉

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断 |
| ③ 就業制限 | ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 |
| ⑤ 消毒等 | |

- 3) 広報活動
環境衛生班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。
- 4) 消毒の実施
環境衛生班は、災害により感染症が発生し、または発生のおそれのある地域に消毒を行う。
また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。
防疫用資器材・薬剤は、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。
- 5) 指定感染症等に関する情報共有
指定感染症等の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、医療班は印旛保健所と連携し、情報共有を図る。
- 6) 報告
医療班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

2 し尿の処理

- (1) 仮設トイレの設置
環境衛生班は、自宅トイレが使用できない避難者等のために、避難所に仮設トイレを設置する。
地震発生当初は、市の備蓄トイレで対応し、その後レンタルにて確保した仮設トイレを避難所等に設置する。
- (2) 収集処理体制の確立
環境衛生班は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、収集運搬許可業者、他市町村及び県、関連団体等に協力を要請し、収集車両及び収集作業員を確保する。
収集したし尿の処理は、印西地区衛生組合が実施するが、対応できない場合は、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

3 災害廃棄物の処理

- (1) 印西クリーンセンターにおける措置
印西地区環境整備事業組合は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により印西クリーンセンターの稼働が停止した場合は、早期稼働に努める。
- (2) 処理体制の確立
環境衛生班は、「印西市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制を確立する。
また、環境衛生班と印西地区環境整備事業組合は、協力して、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を踏まえて、収集、処理方法等を決定する。
- (3) 協力要請
環境衛生班と印西地区環境整備事業組合は、平常時の収集処理体制が困難な場合、環境衛生班と協力して市内許可業者に収集または処理を別途委託し、対応できない場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。
また、必要に応じて、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間

事業者の協力を求める。

(4) がれき処理

環境衛生班は、がれき等の大量発生が予想される場合、印西地区環境整備事業組合と協力して一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置き場を確保し、印西地区環境整備事業組合と協力して搬入措置をとる。

なお、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

(5) 災害廃棄物に関する啓発・広報

環境衛生班は、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

4 障害物の除去

(1) 道路上の障害物の除去

道路上の障害物の除去は、遺体等の特殊なものを除き、道路管理者が行う。

(2) 河川の障害物の除去

河川の障害物の除去は、河川管理者が行う。

(3) 住宅関係の障害物の除去

住宅班は、住居またはその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者② 住家の被害程度は、半壊または床上浸水した者③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|--|

除去は、建設事業者等に要請する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

5 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

環境衛生班は、家畜の死亡が確認された場合は、印旛保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境衛生班は、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛保健所、千葉県動物愛護センターと協力して保護収容する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

避難所へは、原則として大型動物や危険動物の同伴を禁止することとする。屋外等に飼育

場所を設置した場合は、自己責任にて対応する。

避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛保健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。

県が、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市内）を設置し、動物救護活動を実施する場合は、その旨を避難者に広報する。また、動物救護センターでの一時保管が困難な場合等は、市内に一時保管場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する。

第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 行方不明者の捜索	市民相談班、印旛支所班、本埜支所班、印西地区消防組合、印西警察署、印西市消防団
2 遺体の処理と安置	福祉班、印西警察署、日本赤十字社千葉県支部、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会
3 遺体の埋火葬	市民相談班、印旛支所班、本埜支所班、福祉班、印西地区環境整備事業組合

【計画の方針と目標】

- 地震の状況等から、死亡者多数と予想された場合は、市の公共施設に遺体安置所を開設し、警察による検視、医師による検案、遺体の安置の総合的な対応を行う。
なお、遺体安置に必要な納棺用具を葬儀業者に要請し、早期に確保できるような体制をとる。
- 遺族の被災状況に応じて可能な限り早期に埋火葬できるように支援する。

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。対象者の条件は次のとおりである。

- ① 住居地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと
- ② 住家の被害状況は関係がないこと
- ③ 原因は問わないこと

市民相談班、印旛支所班及び本埜支所班は、相談受付窓口で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を取りまとめ、行方不明者の帳票を作成する。帳票は警察、自衛隊等の捜索を行う機関に提出し、情報の共有を図る。

(2) 捜索の実施

印西地区消防組合及び印西市消防団は、行方不明者の帳票に基づき捜索活動を行う。

また、印西警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、印西警察署に連絡し警察官の調査等を受ける。

2 遺体の処理と安置

(1) 遺体処理の対象

市は、次の場合に遺体の処理を行う。

- ① 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- ② 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)、

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）に基づき、警察官の調査等終了後、警察当局から遺族または市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体安置所の設置

福祉班は、遺体の検案、安置等を行うために被災地に近い公共施設に遺体安置所を設置する。設置基準として、複数区画（検視区画、遺体安置区画、身元確認区画）が設置可能なスペースを有し、車両搬送及び1階での作業が可能であり、遺体を洗浄する水道設備を有する施設とする。棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

(3) 遺体の調査等

印西警察署は、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき遺体の調査等を行う。

身元が不明な場合は、印西警察署、市民等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、県、警察等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

(4) 遺体の搬送

遺族に遺体が引き渡された場合、遺体の搬送は、原則として遺族が行うものとする。

(5) 遺体の処理

福祉班は、県、日本赤十字社千葉県支部、印旛市郡医師会、千葉県印旛郡市歯科医師会等に検案医師の出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理〉

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体または短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬の対象

市は、次の場合に埋葬等を行う。

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者
- ② 災害のため遺族が埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受け付け

市民相談班、印旛支所班及び本埜支所班は、遺体安置所または市民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(3) 火葬

遺体は印西斎場で火葬を行う。印西斎場が使用できない場合または火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行細則」(平成8年規則9号)により扱うものとする。

第10節 生活支援

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 給水	水道班、千葉県（企業局）、長門川水道企業団
2 食料の供給	物資班
3 物資の供給	物資班
4 救援物資の受入れ・管理	物資班、福祉班、子ども福祉班

【計画の方針と目標】

- 地震発生から3日間程度、飲料水、食料、物資は、市民の家庭内備蓄で対応することを原則とする。建物倒壊等により家庭内備蓄を持ち出せなかった被災者や要配慮者を優先して、市備蓄品を供給する。
- 地震発生から3日目には、協定を締結したスーパー等から調達した食料や物資の供給、自衛隊等に要請して炊出しを実施する。
- 地震発生当初は、指定避難所等を優先して給水を実施し、全国から給水車の応援を得て被災者に必要量の給水を行う。
- 松山下公園に物資受入拠点を設置し、全国の自治体、企業、団体から救援物資を受け入れ、活用する。

1 給水

(1) 飲料水の確保

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、配水場、災害用井戸、飲料水兼用耐震性貯水槽を給水拠点とし、飲料水の確保に努める。

また、千葉県（企業局）は、「企業局水道事業震災対策基本計画」に基づき、飲料水の確保を図る。

(2) 飲料水の水質検査及び保全

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、確保した飲料水が飲料に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

(3) 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、指定避難所等の重要施設への給水を優先するため、市民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(4) 給水活動の準備

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、次のように給水活動の準備を行う。

〈給水活動の準備〉

給水場所の設定	指定避難所
活動計画作成	○給水ルート ○給水方法 ○給水量 ○人員配置 ○広報の内容・方法等 ○資機材の準備 ○水質検査
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）

	備蓄品（不足するときは業者から確保）
--	--------------------

(5) 給水方法

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、次のように給水を行う。

1) 給水拠点での給水

配水場では、給水車への給水を行う。災害用井戸、飲料水兼用耐震性貯水槽では、被災者への給水を行う。

2) 搬送給水

指定避難所等へは、給水拠点から給水車によるほか、ポリエチレン容器、簡易水槽等を積載したトラックに積載させ搬送給水する。

搬送用容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

3) 給水順位

指定避難所等の緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水するものとする。

4) 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

〈給水量の目安〉

地震発生～3日	1人1日3リットル	生命維持のための最低限必要な水量
4日～10日	1人1日20リットル	簡単な炊事、洗面等最低生活を営むための水量
11日～21日	1人1日100リットル	浴用、洗濯等に必要水量
22日～28日	1人1日250リットル	平常時給水量

(6) 広域応援要請

水道班は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等に応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については千葉県（企業局）が「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(7) 広報

水道班は、拠点給水、搬送給水等による給水体制、復旧の見込みと停電時に活用できる直結給水栓等について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸または滅菌するよう周知する。

2 食料の供給

物資班は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、県と相互に協力するよう努める。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、市の要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給が行われる。

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

〈食料供給の対象者〉

- ① 避難所に避難している者
- ② 住家の被害が全焼、半焼、全壊、半壊または床上浸水等があつて炊事のできない者
- ③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者
- ⑥ 在宅等で避難生活を継続している者

(3) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類等とし、可能な限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、業者等からの調達による粉ミルク等とする。

物資班は、業者に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

(4) 政府所有米穀の調達

政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。

(5) 食料の供給

食料の搬送は、供給先の避難所まで食料供給業者に要請する。できない場合は、物資受入れ拠点（以下「物資集配拠点」という。）に搬送ののち、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難所等での配布は、避難所運営委員会に一任する。

また、自宅で避難生活を余儀なくされている被災者にも配布するよう努める。

(6) 炊出し

弁当、パン等の調達ができない場合は、自衛隊、日本赤十字社奉仕団等に炊出しを要請する。炊出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

3 物資の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

(2) 支給対象者

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

〈生活必需品の対象者〉

住家の被害が全焼、半焼、全壊、半壊または床上浸水等であって次に掲げる条件を満たす者

被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者で、かつ被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 調達の方法

物資班は、災害時に物資支援協定を締結している事業者对生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

〈生活必需品の例〉

- ① 寝 具……タオルケット、毛布、布団等
- ② 外 衣……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
- ③ 肌 着……シャツ、パンツ、女性（女兒）用下着等
- ④ 身回り品……タオル、手拭い、運動靴、傘等
- ⑤ 炊事用具……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等
- ⑥ 食 器……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等
- ⑦ 日 用 品……石鹸、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、
歯ブラシ、洗面用具等
- ⑧ 光熱材料……ライター、携帯型ライト、灯油等

(4) 生活必需品の搬送

物資班は、供給先までの生活必需品の搬送は、協定を締結している事業者に要請する。できない場合は、物資集配拠点に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難所等での配布は、避難所運営委員会に一任する。

4 救援物資の受入れ・管理

(1) 救援物資の要請

1) 全国への要請

物資班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りをし、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

2) 日本赤十字社への要請

福祉班は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。

なお、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

(2) 救援物資の受入れ

救援物資は在庫管理等を徹底し、必要がある時には物資班が供給先に要請する。

(3) 救援物資の集積・配送

物資集配拠点は、松山下公園総合体育館とし、トラック等で大量に持ち込まれた物資を誘

導する。

集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、避難所等へ配分する。要配慮者用の物資については一般物資と分け、適切に管理する。

第11節 二次災害の防止

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 被災建築物の応急危険度判定	住宅班、一般社団法人千葉県建築士会、公益社団法人千葉県建築士事務所協会
2 がけ地の危険防止	本部班、土木班、千葉県（印旛土木事務所）
3 被災宅地の危険度判定	住宅班
4 危険物施設等対策	印西地区消防組合、千葉県
5 放射性物質事故災害対策	環境衛生班、本部班、印西地区消防組合、印西市消防団
6 複合災害対策	本部班、土木班

【計画の方針と目標】

- 余震等による二次災害を防止するため、防災拠点施設を優先して応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定を実施し、14日以内に全戸の判定を実施する。
- 地震によるがけ地の崩壊等の発生に対しては、被害状況を調査して、応急措置や危険区域の避難等の措置をとる。
- 危険物施設等において、漏えいまたは爆発等が発生した場合は、印西地区消防組合と連携して速やかに影響のある地区に避難指示等を発令して、安全を確保する。

1 被災建築物の応急危険度判定

(1) 判定実施体制

住宅班は、「印西市被災建築物応急危険度判定震前計画」に基づき、市役所に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、必要な判定資機材、ステッカー、調査区域の分担等の準備を行う。

また、県、千葉県建築士会及び千葉県建築士事務所協会の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

(2) 判定要領

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い（第一次）、次いで共同住宅、戸建て住宅の応急危険度判定（第二次）を実施する。

2 がけ地の危険防止

土木班は、千葉県（印旛土木事務所）の支援を受けてがけ地の応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、本部班は、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示等を行う。

3 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、市民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

住宅班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 危険物施設等対策

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の所有者・管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。印西地区消防組合及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

(2) 避難及び立入制限

危険物施設等の所有者・管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

5 放射性物質事故災害対策

放射性同位元素等取扱事業所の事業者は、地震等の災害により放射線障害のおそれ、または放射線障害が発生した場合は、原子力規制委員会規則で定めるところにより応急の措置を講ずる。

国、県、市、消防機関等は、「印西市地域防災計画 大規模事故編 第2章 第7節 放射性物質事故対策」、「放射性物質事故対策マニュアル」（千葉県 平成25年3月修正）及び「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」等に基づいた措置をとる。

6 複合災害対策

地震により被災した後に、別の災害が発生し被害が拡大することを複合災害と呼ぶが、市では複合災害も考慮した対策を推進する。

特に、地震による被災後に気象状況が悪化した場合は、通常の防災体制と異なり被災した場所からの洪水等の災害も予想されるため、地震後の気象災害に関する警戒レベルを上げるともに、市は、気象庁や河川管理機関からの情報収集を強化するなどの措置を行う。

また、警戒レベルを上げた旨を市民に広報し、避難等が生じると予想される場合には、市は早期避難の呼びかけ等を行う。

第12節 応援派遣要請

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 自衛隊の災害派遣要請、受入れ	本部班、総務班
2 自治体等への応援派遣要請	本部班、総務班
3 消防の広域応援要請	本部班、印西地区消防組合
4 水道・下水道事業者の相互応援	水道班、下水道班
5 労働力の確保	本部班、成田公共職業安定所

【計画の方針と目標】

- 地震発生から3時間以内に被害状況を判断して県に対して自衛隊派遣を要請し、受入れ体制を整える。
- 同時多発火災、要救出者の発生に対応するため、県内消防機関、緊急消防援助隊を迅速に要請する。
- 応急対策を実施するために、協定に基づいて全国の市町村、関係機関、団体に応援を要請し、協力して対応にあたる。

1 自衛隊の災害派遣要請、受入れ

(1) 災害派遣要請

本部長（市長）は、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(2) 派遣要請の手続き

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接関係部隊等に通報し、事後、速やかに知事に通知する。

本部班は、これらの手続きを実施する。

〈災害派遣要請の手続き〉

要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部危機管理課

〈緊急の場合の連絡先〉

部隊名等	連絡責任者 (電話番号)	
	時間内(平日) ~17:00	時間外
陸上自衛隊第1空挺団 (習志野)	第3科防衛班長 047-466-2141	駐屯地当直司令 047-466-2141
	県防災行政無線 632-721、632-725 (当直)	

(3) 受入れ体制

総務班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。

〈自衛隊の受入れ体制〉

項目	内容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資材等の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結候補地	松山下公園、印旛西部公園
交渉窓口	○連絡窓口を一本化する。 ○自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

〈自衛隊の支援活動〉

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者等の捜索活動(行方不明者の捜索)	④ 水防活動
⑤ 道路または水路啓開	⑥ 消防活動
⑦ 応急医療、救護及び防疫	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水	⑩ 物資の無償貸与または譲与
⑪ 危険物の保安及び除去	⑫ その他

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

また、大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

① 関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
② 知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

- 1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- 5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、またはその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

2 自治体等への応援派遣要請

災害時には、その規模等に応じて広域的な応援体制を迅速に構築する。あらかじめ締結した応援協定等や総務省の応急対策職員派遣制度の活用等により、速やかに応援体制を整えるものとする。

(1) 県への応援要請

本部長（市長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請または斡旋の要請を行う。

〈県への応援要請手続き〉

要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長（市長）は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政

機関もしくは指定公共機関の長に対し、職員の派遣要請、またはその派遣について県知事に対し斡旋を求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関または指定公共機関（斡旋をもとめる場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・ 斡旋要請	① 派遣の要請・斡旋を求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法 第29条 斡旋：災害対策基本法 第30条 地方自治法第252条の17

(3) 県内市町村との相互応援

県内で大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	① 被害状況 ③ 応援の具体的内容及び数量 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路	② 応援の種類 ④ 応援を希望する期間 ⑥ その他必要な事項
応援の種類	① 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

(4) 受援体制の確立

総務班は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、受援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を確立する。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

3 消防の広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

本部長（市長）及び印西地区消防組合消防長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき迅速な相互応援を実施する。

2) 大規模災害消防応援実施計画に基づく体制

全国の消防機関は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき「応援等実施計画」を策定し、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき応援活動を実施する。

3) 緊急消防援助隊

消防庁長官は、県知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

4) 隣接市等との消防相互応援

印西地区消防組合は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請する。

(2) 消防機関の受入れ

印西地区消防組合は、応援派遣部隊の受入れ及び指揮、運用を行う。

〈消防機関の野営地等〉

集結場所・野営可能場所：牧の原公園、印旛中央公園、本埜スポーツプラザ

(3) ヘリコプターの派遣要請

本部長（市長）及び印西地区消防組合消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

4 水道・下水道事業体の相互応援

(1) 水道

水道班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業者等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については千葉県（企業局）が「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

(2) 下水道

下水道班は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

5 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、成田公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをするものとする。

第13節 生活関連施設等の応急対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 水道施設	水道班、千葉県（企業局）、長門川水道企業団
2 下水道施設	下水道班
3 電力施設	東京電力パワーグリッド株式会社
4 ガス施設	東京ガス株式会社、東日本ガス株式会社、かもめガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会
5 通信施設	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
6 郵便	日本郵便株式会社
7 道路・橋梁	土木班、千葉県（印旛土木事務所）
8 鉄道	東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、北総鉄道株式会社、千葉ニュータウン鉄道株式会社、成田高速鉄道アクセス株式会社
9 バス	企画財政班、ちばレインボーバス株式会社、北総交通株式会社、なの花交通バス株式会社、有限会社大成交通、ちばグリーンバス株式会社
10 河川	土木班、千葉県（印旛土木事務所）、利根川下流河川事務所

【計画の方針と目標】

- 下水道施設は、地震発生直後から重要幹線管渠及びポンプ場等の被害調査を行い、早期復旧を目指す。
- 水道施設は、1ヶ月以内の完全復旧をめざして被害調査及び復旧工事を行う。
- 仮設住宅入居後における買い物、通勤等の利便性を考慮して、ふれあいバス等の運行を再開する。

1 水道施設

(1) 生活用水の確保対策

1) 応急体制の確立

水道班、千葉県（企業局）及び長門川水道企業団は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については千葉県（企業局）が「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

2) 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。

- ① 取水、導水、配水施設の復旧
- ② 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路
- 3) 被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

(2) 千葉県企業局の対策

千葉県企業局は、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「企業局水道事業震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処する。

2 下水道施設

下水道班は、「印西市下水道BCP」（令和3年3月）に基づき、優先実施業務を許容される時間内に復旧できるように応急活動を実施する。

(1) 応急活動体制の確立

下水道班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

(2) 応急活動

下水道班は、被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

(3) 下水道の復旧対策

下水道班は、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して復旧作業にあたる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害発生時には設備被害状況を把握し、復旧対策を講じる。

また、感電事故並びに漏電による出火等を防止するため、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

〈電気に関する広報事項〉

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと
- ② 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること
- ③ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと
- ④ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること
- ⑤ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- ⑥ 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること
- ⑦ その他事故防止のための留意すべき事項

4 ガス施設

ガス事業者は、地震または重大事故の発生による広範囲にわたりガス工作物の被害の早期復旧及びガスによる二次災害の防止、軽減を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、印西警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

〈ガスに関する広報事項〉

- 1) 地震発生時の対応
 - ① ガス栓を全部閉めること
 - ② ガスメータのそばにあるメーターガス栓を閉めること
 - ③ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること
この場合には、ガス栓・メーターガス栓を閉め、直ちにガス会社に連絡すること
 - ④ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること
- 2) マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合
 - ① グレーのメータの場合は、マイナスイドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
 - ② クリーム色のメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
 - ③ 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと
- 3) 供給を停止した場合
 - ① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと
 - ② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として市民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、地震災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 通信途絶、利用制限の理由と内容 ② 災害復旧措置と復旧見込時期 ③ 通信利用者に協力を要請する事項 ④ 災害用伝言板及び音声お届けサービスの提供開始 |
|---|

6 郵便

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保または早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送または集配の経路または方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便または臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講ずる。

7 道路・橋梁

地震が発生した場合、道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止または制限等の措置などにより、利用者の安全策を講じるとともに、看板等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 国道・県道

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、地震災害時における対応計画、震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占有者、建設事業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、千葉県（印旛土木事務所）はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 市道

土木班は、市道の被害状況を把握し、災害対策上重要な路線の障害物の除去、迂回路の設定、応急措置を行う。

8 鉄道

(1) 運転規制

鉄道事業者は、揺れの測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 旅客の避難誘導

1) 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から一時滞在施設等への避難指示等があった場合または臨時避難場所が危険のおそれがある場合、一時滞在施設等へ避難するよう案内する。

2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として旅客は降車させない。火災等によりやむを得

ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に要配慮者に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(3) 帰宅困難者への情報提供

鉄道事業者は、帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともにあらかじめ定めた一時滞在施設に誘導し避難させる。

9 バス

バス運行事業者は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定避難場所へ誘導する。

企画財政班は、仮設住宅入居者の通勤、買い物等の利便性を図るため、「ふれあいバス」の運行を行う。

10 河川

河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第14節 教育対策・保育対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害時の対応	教育班、子ども福祉班
2 避難所開設への対応	教育班
3 応急教育	教育班
4 応急保育	子ども福祉班
5 文化財の保護	教育班

【計画の方針と目標】

- 小・中学校、幼稚園、保育園、学童クラブを運営中に地震が発生した場合、児童・生徒及び園児の安全を確保して、保護者等の引き取りがあるまでその場で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- スポーツ施設、図書館等の施設利用者は、安全を確認した上で、帰宅の措置をとる。
- 学校の一部再開は、施設被害、ライフラインの復旧、避難所開設状況等によるが、概ね地震後15日程度を目安とする。
- 被災者の復旧作業を支援するため、児童・生徒及び園児等を一時的に預かる応急保育を実施する。

1 災害時の対応

小・中学校、幼稚園、保育園における災害時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒及び園児の安全を確保する。

(1) 児童・生徒及び園児の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒及び園児の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒及び園児は、保護者等の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

保護者等に対しては、連絡メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する。

(2) 調査及び連絡

施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育班、または子ども福祉班に報告する。

(3) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒及び園児の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

避難所に指定されている場合、学校長は、避難所の開設等災害対策のため、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保する。

また、教育班、自主防災組織等と連携して避難者の受入れを行う。

3 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長等は、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に迅速に対応できるようにするため、応急教育計画を作成する。

作成した応急教育計画は、教育班に報告し、速やかに保護者及び児童・生徒及び園児に周知徹底を図る。

〈応急教育の留意事項〉

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 応急教育の実施

地震発生後は、状況に応じて臨時休校（園）の措置をとる。

応急教育に基づき学校へ収容可能な児童・生徒及び園児は、学校において指導するため、2週間後を目途に授業の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1ヶ月後を目途に通常の授業を再開する体制をとる。

また、他市町村へ避難する児童・生徒及び園児については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

(3) 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒及び園児に対しては被災状況を調査し、教育班と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、教育班と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、学校を避難所等に提供したため、長期間校舎が使用不可能な場合は、教育班に連絡し他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

教育班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。

(4) 健康管理

災害の状況により、被災学校等の教職員及び児童・生徒及び園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、こころのケアについて、印旛保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(5) 学校給食の措置

学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の被災状況、健康管理、衛生等に十分留意する。

施設を炊出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な学用品を給与する。

4 応急保育

保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、学童クラブにおいては被災者の児童を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育班に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

〈文化財の被害拡大防止措置〉

- ① 建造物は、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
- ② 有形文化財は、収蔵・展示施設が被災した場合、市等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、保護する。
- ③ 記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

教育班は、被害状況を調査し県に報告する。なお、応急復旧や調査等で人員が不足する場合には県に応援を要請する。

第15節 建物対策

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 住家の被害調査・り災証明書 の発行	現地調査班、印西地区消防組合
2 被災建築物の応急修理	住宅班
3 建設型応急住宅の建設	住宅班、福祉班
4 賃貸型応急住宅の提供	住宅班
5 応急仮設住宅における自治 会等の運営支援	市民相談班
6 市管理施設の応急対策	施設を管理する班

【計画の方針と目標】

- 住家の被害調査は、概ね1ヶ月を目途に全棟を対象として、目視による一次調査、建物内立入調査による二次調査を実施し、り災証明書の発行が行えるようにする。
- 応急仮設住宅は、県と連携して市内の公共用地に1ヶ月以内の入居を目指して建設する。また、住宅相談を実施し、公営住宅等の空き家の情報を提供する。
- 住宅の解体は、所有者の責任において実施することを原則とするが、国、県の方針に従い住家の被災調査終了後に実施する。

1 住家の被害調査・り災証明書の発行

(1) 実施体制の確立

現地調査班は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

また、現地調査班は、応急危険度判定を行う住宅班との情報共有体制を確立する。

(2) 住家の被害調査

現地調査班は、住家の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、原則として、全住家を対象に被害調査を行う。

被害調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部破損）の区分として調査を行う。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

火災により焼失した家屋等は、印西地区消防組合が消防法に基づき火災調査を行う。

(3) り災証明の発行

現地調査班は、住家の被害調査の結果を家屋被災台帳にまとめ、り災証明書を発行する。なお、火災によるり災証明書の発行は、印西地区消防組合が行う。

(4) 被災届出証明の発行

現地調査班は、住家以外の建物、設備、家財等の被害について、被災者からの届出に基づき被災届出証明を発行する。

2 被災建築物の応急修理

災害のため住家が半焼または半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、トイレ及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

住宅班は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。

3 建設型応急住宅の建設

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を建設する。

(1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、市民相談窓口または避難所において、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、被災証明の発行を受けているなど、次の条件に該当する者である。

なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全焼、全壊または流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
 - 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
 - 上記に準ずる者

(2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

(3) 建設

応急仮設住宅の建設は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき市が建設する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い市はこれを補助する。

応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置する。

(4) 入居

要配慮者を考慮し、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とする。

4 賃貸型応急住宅の提供

住宅班は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を県の協力を得て収集し、公営住宅の一時使用及び民間賃貸住宅の借り上げにより、賃貸型応急住宅として被災者に提供する。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とする。

5 応急仮設住宅における自治会等の運営支援

市は、応急仮設住宅の入居後、自治会等の設立や運営支援などを行う。

6 市管理施設の応急対策

各班は、管理する施設の点検及び調査を行い、応急措置を講じる。

また、防災拠点となる施設、避難所等の公共施設を優先に応急危険度判定を行い、復旧活動を行う。

第16節 ボランティアへの対応

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 ボランティアの受入れ体制	福祉班、印西市社会福祉協議会
2 ボランティアセンターの運営	福祉班、印西市社会福祉協議会

【計画の方針と目標】

- 福祉班の要請により、印西市社会福祉協議会は、印西市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集等の情報発信、受付、登録を行える体制をとる。
- 印西市災害ボランティアセンターは、印西市社会福祉協議会を運営母体とし、活動資機材、活動拠点の提供、定期的な連絡調整を行い、福祉班と連携を図る。

1 ボランティアの受入れ体制

(1) 災害ボランティアセンターの設置

福祉班は、ボランティア活動の調整機関として、印西市災害ボランティアセンターを総合福祉センターに設置するよう、印西市社会福祉協議会に要請する。

なお、総合福祉センターが地震により使用できない場合、もしくは余震等による被害のおそれが見込まれる場合は、市災害対策本部の指示に従い、他の施設の利用を検討する。

(2) 連携体制の確立

福祉班は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立する。また、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) ボランティアニーズの把握

福祉班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

(4) 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

1) ボランティアの登録及び管理

ボランティアの受付、登録及び管理を行う。

2) ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

3) ボランティアの調整、派遣

市災害対策本部からの依頼あるいは被災者のニーズの受付、調査に基づき、ボランティアの調整、派遣を行う。

4) ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。

また、県災害ボランティアセンターと調整のうえ、人員の派遣を受けることができる。

(5) 災害対策本部との調整

福祉班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、印西市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部との連絡・調整にあたる。協力、調整事項は、概ね次の事項である。

- ① 災害ボランティアセンターの設置
- ② 市内被害状況に関する情報の提供
- ③ 災害対策実施状況に関する情報の提供
- ④ 報道機関等へボランティア活動に関する情報の提供
- ⑤ 災害ボランティアセンターに必要な資機材、活動資金等の提供
- ⑥ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ⑦ その他の協力要請

(6) 感染症対策について

災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

(7) ボランティア保険

ボランティア保険は、災害ボランティアセンターで登録を行い、原則としてボランティア各自の負担で加入する。

(8) 食事や宿泊場所の確保等

食事や宿泊場所は、原則としてボランティア自身で確保する。

(9) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、ボランティア自身が負担することを原則とする。

2 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、印西市災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアニーズの受付、ボランティアの募集、コーディネート、資機材の調達等を行う。

また、災害時のボランティア活動には、職能を要する専門分野と職能を要しない一般分野に大別されることから、それぞれ次のように分類して対応するものとする。

〈ボランティアの主な活動分野〉

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水等の受入れ・配給
③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 被災者への心理治療	④ 要配慮者の介護
⑤ 要配慮者の専門的介護	⑤ 清掃
⑥ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑥ その他被災地における軽作業 等

第17節 要配慮者への対応

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 要配慮者の安全確保	福祉班、子ども福祉班、印西市社会福祉協議会
2 要配慮者への支援	福祉班、子ども福祉班、印西市社会福祉協議会
3 福祉避難所の指定及び設置	福祉班、子ども福祉班
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉班、子ども福祉班

【計画の方針と目標】

- 地震発生後6時間以内に、避難支援等関係者の協力を得て避難行動要支援者の安否を確認する。
- 地震発生後24時間以内に、避難所における要配慮者の支援体制を確立し、専用スペースへの収容、福祉避難所の設置、必要な介護、市外の施設等への入所等を実施する。
- 社会福祉施設は、施設管理者の責任において入所者の安全を図るが、必要に応じて飲料水等の供給、他施設への移動支援等を行う。

1 要配慮者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の安否確認

福祉班は、避難支援等関係者の協力を得て、個別避難計画等に基づき、在宅の避難行動要支援者の安否確認や健康状態、被災の状況を把握する。

子ども福祉班は、被災による孤児、遺児等の要保護児童についても、民生委員・児童委員等と連携して速やかな実態把握に努める。

また、平常時から、支援を必要とする避難行動要支援者については、避難支援等関係者を通じて安否確認や支援の準備を行う。

(2) 避難所への収容

避難所に要配慮者専用スペースを確保し、収容する。

2 要配慮者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、印西市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

1) 施設

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切り等の設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

2) 生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

3) 介護支援

必要なケアサービスを確認し、要配慮者の専門的介護を行う専門ボランティアによる介護等を行う。

(2) 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受入れを要請する。

(3) 巡回相談等の実施

福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、要配慮者の専門的介護を行う専門ボランティア等によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 在宅福祉サービスの継続的提供

福祉班は、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣など、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

3 福祉避難所の指定及び設置

福祉班は、要配慮者等が避難所内の一般避難スペースでの生活が困難となった場合には、福祉避難所を開設し、収容する。

なお、福祉避難所を早期に開設するため、事前に福祉避難所として指定した社会福祉施設の管理者等と連携して施設の被害状況や要配慮者の受入可能状況を把握し、要配慮者の移送や収容に備えるなどの措置をとる。

4 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

福祉班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、福祉班が必要な支援を実施する。

また、市外の施設等へ移動する場合の支援も行う。

第18節 帰宅困難者への対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 帰宅困難者の安全確保	施設を管理する班
2 市の支援	企画財政班、物資班

【計画の方針と目標】

- 千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針(平成29年3月)に基づき帰宅困難者対策を実施する。
- 地震発生直後から、北総鉄道、JR、京成電鉄の駅と連携して、災害対策本部で把握した被害状況、他交通機関の運行状況など、帰宅に必要な情報を提供する。
- 市内の大学、高等学校、大規模集客施設に対しても、帰宅に必要な情報を提供する。

1 帰宅困難者の安全確保

事業所従業員、学校の生徒、集客施設の利用者等が公共交通機関の不通によって、自力で帰宅することが困難となった場合、その対応は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

また、駅における滞留者は、鉄道事業者が対応する。

各施設の管理者等は、従業員や生徒等の一斉帰宅行動を抑制するため、一時的に事業所や学校等に収容し、そのための食料や飲料水等の備蓄や安否確認方法の体制整備に努める。

また、市、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

2 市の支援

帰宅困難者対策として、平常時から「首都直下地震対策大綱」で示された「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

企画財政班は、鉄道事業者等と連携して、駅において被災状況や道路、交通機関の状況等の帰宅支援情報を提供する。

物資班は、大規模集客施設に対して、被災状況や道路、交通機関の状況等の帰宅支援情報を提供する。

また、一時滞在施設などの協定が締結されている施設には、安否情報や交通情報、復旧情報等の情報提供を積極的に行い、水・食料等を含む物資等が一時滞在施設で不足した場合には物資等の調達支援を行う。

第 19 節 災害救助法の適用

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害救助法の適用基準	本部班
2 災害救助法の適用手続き	本部班
3 災害救助法による救助の実施者	各班

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用基準・条件

1) 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の 1～4 号の規定による。印西市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上 50 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上 多 数	第 1 条第 1 項第 3 号 前段
	災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること	多 数	第 1 条第 1 項第 3 号 後段
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技術を必要とすること	県知事が内閣総理大臣と協議	厚生労働省令第 1 条
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令※で定める基準に該当するとき		第 1 条第 1 項第 4 号
	災害が発生しまたは発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること		内閣府令第 2 条第 1 項（上記※の基準）
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊の技術を必要とすること		内閣府令第 2 条第 2 項（上記※の基準）

2) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合

で、現に救助を必要とするときに、市域を単位に行うものである。

(2) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

・全壊（全焼・流失）住家	1世帯	・ ・ ・ ・	滅失住家	1世帯
・半壊（半焼）住家	2世帯	・ ・ ・ ・	滅失住家	1世帯
・床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯	・ ・ ・ ・	滅失住家	1世帯

注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準・条件のいずれかに該当するまたは該当する見込みがある場合、本部長（市長）は直ちにその旨を知事に報告（千葉県災害対策本部事務局）する。
- (2) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

3 災害救助法による救助の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助するものとする。

市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

市長は、市限りで処理不可能な場合、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

救助の種類	市長委任※	実施期間
①災害が発生した場合の救助		
避難所の設置	○	7日以内
応急仮設住宅	○	20日以内に着工
炊出しその他による食品の給与	○	7日以内
飲料水の供給	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	○	10日以内
医療		14日以内
助産		分娩の日から7日以内
被災者の救出	○	3日以内
住宅の応急修理	○	3ヶ月以内
学用品の給与	○	教科書等1ヶ月以内

第 19 節 災害救助法の適用

		文房具等 15 日以内
埋葬	○	10 日以内
遺体の搜索	○	10 日以内
遺体の処理		10 日以内
障害物の除去	○	10 日以内
②災害が発生する恐れがある場合の救助		
避難所の設置	○	災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県が市長に委任を行う事項